

# 青森県地域防災計画

— 風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編 —

(令和4年3月修正)

新旧対照表

## 総目次

風水害等災害対策編	P1
地震・津波災害対策編	P71
火山災害対策編	P120

※ 修正のない箇所については、記載省略。

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の災害</p> <p>第8節 災害の想定</p> <p><b>第 2 章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p><b>第 3 章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 防災事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>第10節 避難対策</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の災害</p> <p>第8節 災害の想定</p> <p><b>第 2 章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p><b>第 3 章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 防災事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>第10節 避難対策</p>	

風水害等災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
第11節 災害備蓄対策 第12節 要配慮者安全確保対策 第13節 防災ボランティア活動対策 第14節 文教対策 第15節 警備対策 第16節 交通施設対策 第17節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第18節 水害予防対策 第19節 風害予防対策 第20節 土砂災害予防対策 第21節 火災予防対策 第22節 複合災害対策	第11節 災害備蓄対策 第12節 要配慮者安全確保対策 第13節 防災ボランティア活動対策 第14節 文教対策 第15節 警備対策 第16節 交通施設対策 第17節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第18節 水害予防対策 第19節 風害予防対策 第20節 土砂災害予防対策 第21節 火災予防対策 第22節 複合災害対策	
<b>第4章 災害応急対策計画</b> 第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 水防 第11節 救出 第12節 食料供給 第13節 給水 第14節 応急住宅供給 第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬 第16節 障害物除去	<b>第4章 災害応急対策計画</b> 第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 水防 第11節 救出 第12節 食料供給 第13節 給水 第14節 応急住宅供給 第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬 第16節 障害物除去	

風水害等災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第 18 節 医療、助産及び保健 第 19 節 被災動物対策 第 20 節 輸送対策 第 21 節 労務供給 第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策 第 23 節 防 疫 第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第 25 節 金融機関対策 第 26 節 文教対策 第 27 節 警備対策 第 28 節 交通対策 第 29 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第 30 節 石油燃料供給対策	第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第 18 節 医療、助産及び保健 第 19 節 被災動物対策 第 20 節 輸送対策 第 21 節 労務供給 第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策 第 23 節 防 疫 第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第 25 節 金融機関対策 第 26 節 文教対策 第 27 節 警備対策 第 28 節 交通対策 第 29 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第 30 節 石油燃料供給対策	
<b>第 5 章 雪害対策、事故災害対策計画</b> 第 1 節 雪害対策 第 2 節 海上災害対策 第 3 節 航空災害対策 第 4 節 鉄道災害対策 第 5 節 道路災害対策 第 6 節 危険物等災害対策 第 7 節 大規模な火事災害対策 第 8 節 大規模な林野火災対策	<b>第 5 章 雪害対策、事故災害対策計画</b> 第 1 節 雪害対策 第 2 節 海上災害対策 第 3 節 航空災害対策 第 4 節 鉄道災害対策 第 5 節 道路災害対策 第 6 節 危険物等災害対策 第 7 節 大規模な火事災害対策 第 8 節 大規模な林野火災対策	
<b>第 6 章 災害復旧対策計画</b> 第 1 節 公共施設災害復旧 第 2 節 民生安定のための金融対策 第 3 節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	<b>第 6 章 災害復旧対策計画</b> 第 1 節 公共施設災害復旧 第 2 節 民生安定のための金融対策 第 3 節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p><b>1 県</b></p> <p><b>(1) 県</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県防災会議に関すること</li> <li>イ 市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること</li> <li>ウ 防災に関する組織の整備に関すること</li> <li>エ 防災に関する調査、研究に関すること</li> <li>オ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること</li> <li>カ 治山、砂防、河川等の防災事業に関すること</li> <li>キ 防災に関する物資等の備蓄に関すること</li> <li>ク 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること</li> <li>ケ 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること</li> <li>コ 災害に関する広報に関すること</li> <li>サ 避難勧告等に関すること</li> <li>シ 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助及びそれに準じる救助に関すること</li> <li>ス 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること</li> <li>セ 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること</li> <li>ソ 災害時の交通規制及び緊急輸送に関すること</li> <li>タ 金融機関の緊急措置に関すること</li> <li>チ 災害対策に関する隣接道県等の相互応援協力に関すること</li> <li>ツ 自衛隊の災害派遣要請に関すること</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p><b>1 県</b></p> <p><b>(1) 県</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県防災会議に関すること</li> <li>イ 市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること</li> <li>ウ 防災に関する組織の整備に関すること</li> <li>エ 防災に関する調査、研究に関すること</li> <li>オ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること</li> <li>カ 治山、砂防、河川等の防災事業に関すること</li> <li>キ 防災に関する物資等の備蓄に関すること</li> <li>ク 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること</li> <li>ケ 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること</li> <li>コ 災害に関する広報に関すること</li> <li>サ 避難指示等に関すること</li> <li>シ 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助及びそれに準じる救助に関すること</li> <li>ス 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること</li> <li>セ 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること</li> <li>ソ 災害時の交通規制及び緊急輸送に関すること</li> <li>タ 金融機関の緊急措置に関すること</li> <li>チ 災害対策に関する隣接道県等の相互応援協力に関すること</li> <li>ツ 自衛隊の災害派遣要請に関すること</li> </ul>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>                     テ 県防災ヘリコプターの運航に関すること                      ト 県ドクターヘリに関すること                      ナ その他災害対策に必要な措置に関すること                 </p> <p> <b>2 市町村</b>  <b>(1) 市町村</b>                      ア 市町村防災会議に関すること                      イ 防災に関する組織の整備に関すること                      ウ 防災に関する調査、研究に関すること                      エ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること                      オ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること                      カ 防災に関する物資等の備蓄に関すること                      キ 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること                      ク 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)の安全確保に関すること                      ケ 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること                      コ 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること                      サ 水防活動、消防活動に関すること                      シ 災害に関する広報に関すること                      ス <u>避難勧告等</u>に関すること                      セ 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること                      ソ 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること                      タ 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること                      チ 罹災証明の発行に関すること                      ツ 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること                      テ その他災害対策に必要な措置に関すること                 </p>	<p>                     テ 県防災ヘリコプターの運航に関すること                      ト 県ドクターヘリに関すること                      ナ その他災害対策に必要な措置に関すること                 </p> <p> <b>2 市町村</b>  <b>(1) 市町村</b>                      ア 市町村防災会議に関すること                      イ 防災に関する組織の整備に関すること                      ウ 防災に関する調査、研究に関すること                      エ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること                      オ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること                      カ 防災に関する物資等の備蓄に関すること                      キ 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること                      ク 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)の安全確保に関すること                      ケ 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること                      コ 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること                      サ 水防活動、消防活動に関すること                      シ 災害に関する広報に関すること                      ス <u>避難指示等</u>に関すること                      セ 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること                      ソ 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること                      タ 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること                      チ 罹災証明の発行に関すること                      ツ 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること                      テ その他災害対策に必要な措置に関すること                 </p>	<p>                     防災基本計画の修正(R3.5)による。                 </p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <p><b>(12) 東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）</b></p> <p>ア 航空機事故防止のための教育・訓練に関すること</p> <p>イ 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する こと</p> <p>ウ 遭難航空機の捜索に関すること</p> <p>エ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p> <p>オ 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること</p> <p>カ 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関する こと</p> <p>キ 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関 すること</p> <p>ク 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措 置に関すること</p> <p><b>(14) 仙台管区气象台（青森地方气象台）</b></p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震 動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の 発表、伝達及び解説に関すること</p> <p><b>(15) 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）</b></p> <p>ア 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること</p> <p>イ 海難救助、海上消防、避難勧告等及び警戒区域の設定並び に救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること</p> <p>ウ 海上警備、海上における危険物の保安措置、流出油等の海 上災害に対する防除活動及び海上交通の確保等に関するこ と</p> <p><b>5 指定公共機関</b></p> <p><b>(2) 東日本電信電話株式会社（青森支店）、エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（東</b></p>	<p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <p><b>(12) 東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）</b></p> <p>ア 航空機事故防止のための教育・訓練に関すること</p> <p>イ 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する こと</p> <p>ウ 遭難航空機の捜索に関すること</p> <p>エ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p> <p>オ 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること</p> <p>カ 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関するこ と</p> <p>キ 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関 すること</p> <p><b>(14) 仙台管区气象台（青森地方气象台）</b></p> <p>イ 気象、地象及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の 発表、伝達及び解説に関すること</p> <p><b>(15) 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）</b></p> <p>ア 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること</p> <p>イ 海難救助、海上消防、港則法に基づく船舶等に対する避難 勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の 緊急輸送に関すること</p> <p>ウ 海上警備、海上における危険物の保安措置、流出油等の海 上災害に対する防除活動及び海上交通の確保等に関するこ と</p> <p><b>5 指定公共機関</b></p> <p><b>(2) 東日本電信電話株式会社（青森支店）、エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（東北支社</b></p>	<p></p> <p>所要の修正</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>北支社青森支店)、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 県の概況</b></p> <p><b>7 道 路</b></p> <p>本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路をはじめ、国管理の国道4号、7号、45号、101号(一部)、104号(一部)と、県管理の国道101号(一部)、102号、103号、104号(一部)、279号、280号、282号、338号、339号、340号、394号、454号の合計15路線からなる一般国道、主要地方道47路線及び一般県道185路線がネットワークを形成している。</p> <p>なお、県内の国・県道の実延長は平成30年4月1日現在3,932.9kmで、うち改良済延長2,986.8km(改良率:75.9%)、舗装済延長2,772.8km(舗装率:70.5%)となっている。</p> <p><b>9 人口及び世帯</b></p> <p>平成27年国勢調査による本県の人口は、<u>1,308,265</u>人で平成22年に比べ<u>65,074</u>人(約<u>4.7%</u>)の減少となった。</p> <p>男女別では、男<u>614,694</u>人、女<u>693,571</u>人で女100人に対して男<u>88.689.1</u>人となっている。また、世帯数は<u>510,945</u>世帯で、1～2人世帯が増加していることから1世帯当たり人員は<u>2.48</u>人と減少している。</p> <p>この人口を地域別で見ると市部人口は、平成22年に比較して<u>3.9%</u>減少して<u>1,013,321</u>人となったが、県全体に占める比率は<u>77.5%</u>へ高まった。一方郡部の人口は、平成22年より<u>7.5%</u>減少して<u>294,944</u>人で、県全体に占める比率も<u>22.5%</u>となった。</p> <p>人口を年齢別に見ると、<u>0～14</u>歳の年少人口が148,208人、15～64歳の生産年齢人口が<u>757,867</u>人、65歳以上の老年人口が<u>390,940</u>人で構成比はそれぞれ<u>11.46%</u>、<u>58.4%</u>、<u>30.1%</u>となっている。これを平成22年の構成比で比べると、年少人口は<u>1.1</u>ポイント低下、生産年齢人口は<u>3.2</u>ポイント低下、老年人口は<u>4.4</u>ポイント上</p>	<p>青森支店)、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 県の概況</b></p> <p><b>7 道 路</b></p> <p>本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路をはじめ、国管理の国道4号、7号、45号、101号(一部)、104号(一部)と、県管理の国道101号(一部)、102号、103号、104号(一部)、279号、280号、282号、338号、339号、340号、394号、454号の合計15路線からなる一般国道、主要地方道47路線及び一般県道185路線がネットワークを形成している。</p> <p>なお、県内の国・県道の実延長は平成31年3月31日現在<u>3,942.3</u>kmで、うち改良済延長<u>3,001.1</u>km(改良率:<u>76.1%</u>)、舗装済延長<u>2,788.4</u>km(舗装率:<u>70.7%</u>)となっている。</p> <p><b>9 人口及び世帯</b></p> <p>令和2年国勢調査による本県の人口は、<u>1,237,984</u>人で平成27年に比べ<u>70,281</u>人(約<u>5.4%</u>)の減少となった。</p> <p>男女別では、男<u>583,402</u>人、女<u>654,582</u>人で女100人に対して男<u>89.1</u>人となっている。また、世帯数は<u>511,526</u>世帯で、1～2人世帯が増加していることから1世帯当たり人員は<u>2.34</u>人と減少している。</p> <p>この人口を地域別で見ると市部人口は、平成27年に比較して<u>4.7%</u>減少して<u>965,568</u>人となったが、県全体に占める比率は<u>78.0%</u>へ高まった。一方郡部の人口は、平成27年より<u>7.6%</u>減少して<u>272,416</u>人で、県全体に占める比率も<u>22.0%</u>となった。</p> <p>人口を年齢別に見ると、<u>15</u>歳未満の年少人口が<u>129,112</u>人、15～64歳の生産年齢人口が<u>676,167</u>人、65歳以上の老年人口が<u>412,943</u>人で構成比はそれぞれ<u>10.6%</u>、<u>55.5%</u>、<u>33.9%</u>となっている。これを平成27年の構成比と比べると、年少人口は<u>0.8</u>ポイント低下、生産年齢人口は<u>2.9</u>ポイント低下、老年人口は<u>3.8</u>ポイント上</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由																																																																																																																																																																		
<p>昇している。</p> <p>○総人口、世帯数の推移 (単位:人、%、世帯)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総人口</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>女100人に対する男の人数</th> <th>世帯数</th> <th>1世帯平均人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平12</td> <td>1,475,728</td> <td>702,573</td> <td>773,155</td> <td>90.9</td> <td>506,540</td> <td>2.86</td> </tr> <tr> <td>平17</td> <td>1,436,657</td> <td>679,077</td> <td>757,580</td> <td>89.6</td> <td>510,779</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td>平22</td> <td>1,373,339</td> <td>646,141</td> <td>727,198</td> <td>88.9</td> <td>513,385</td> <td>2.61</td> </tr> <tr> <td>平27</td> <td>1,308,265</td> <td>614,694</td> <td>693,571</td> <td>88.6</td> <td>510,945</td> <td>2.48</td> </tr> </tbody> </table> <p>○年齢別人口及び構成の推移 (単位:千人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">平12年</th> <th rowspan="2">平17年</th> <th rowspan="2">平22年</th> <th rowspan="2">平27年</th> <th colspan="4">構 成 比</th> </tr> <tr> <th>平12年</th> <th>平17年</th> <th>平22年</th> <th>平27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 計</td> <td>1,476</td> <td>1,437</td> <td>1,373</td> <td>1,308</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>0～14歳</td> <td>223</td> <td>199</td> <td>172</td> <td>148</td> <td>15.1</td> <td>13.9</td> <td>12.6</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td>965</td> <td>911</td> <td>844</td> <td>758</td> <td>65.4</td> <td>63.4</td> <td>61.7</td> <td>58.4</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>287</td> <td>327</td> <td>353</td> <td>391</td> <td>19.5</td> <td>22.7</td> <td>25.8</td> <td>30.1</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>11 産業及び産業構造の変化</b></p> <p>本県の15歳以上の総就業人口は、平成27年国勢調査で625,970人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の67.2% (分類不能の産業を除く)を占め、次いで第二次産業(20.4%(同))、第一次産業(12.4%(同))となっている。</p> <p>その内容は、卸売・小売業が97,079人で最も多く、就業者総数の15.5%を占めている。次いで医療・福祉が83,632人(13.4%)、農業、林業が67,513人(10.8%)、製造業が64,158人(10.2%)、建設業が59,390人(9.5%)などとなっている。</p> <p>なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少し、第三次産業は上昇している。</p>	区分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	世帯数	1世帯平均人員	平12	1,475,728	702,573	773,155	90.9	506,540	2.86	平17	1,436,657	679,077	757,580	89.6	510,779	2.75	平22	1,373,339	646,141	727,198	88.9	513,385	2.61	平27	1,308,265	614,694	693,571	88.6	510,945	2.48	区 分	平12年	平17年	平22年	平27年	構 成 比				平12年	平17年	平22年	平27年	総 計	1,476	1,437	1,373	1,308	100.0	100.0	100.0	100.0	0～14歳	223	199	172	148	15.1	13.9	12.6	11.4	15歳～64歳	965	911	844	758	65.4	63.4	61.7	58.4	65歳以上	287	327	353	391	19.5	22.7	25.8	30.1	<p>昇している。</p> <p>○総人口、世帯数等の推移 (単位:人、世帯)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総人口</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>女100人に対する男の人数</th> <th>総世帯数</th> <th>1世帯当たり人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平17</td> <td>1,436,657</td> <td>679,077</td> <td>757,580</td> <td>89.6</td> <td>510,779</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td>平22</td> <td>1,373,339</td> <td>646,141</td> <td>727,198</td> <td>88.9</td> <td>513,385</td> <td>2.61</td> </tr> <tr> <td>平27</td> <td>1,308,265</td> <td>614,694</td> <td>693,571</td> <td>88.6</td> <td>510,945</td> <td>2.48</td> </tr> <tr> <td>令2</td> <td>1,237,984</td> <td>583,402</td> <td>654,582</td> <td>89.1</td> <td>511,526</td> <td>2.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1 世帯当たり人員は総世帯数から施設等の世帯を除いて算出</p> <p>○年齢別人口及び構成比の推移 (単位:千人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">平17年</th> <th rowspan="2">平22年</th> <th rowspan="2">平27年</th> <th rowspan="2">令2年</th> <th colspan="3">構成比</th> </tr> <tr> <th>平17年</th> <th>平22年</th> <th>令2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>1,437</td> <td>1,373</td> <td>1,308</td> <td>1,238</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>15歳未満</td> <td>199</td> <td>172</td> <td>148</td> <td>129</td> <td>13.9</td> <td>12.6</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td>911</td> <td>844</td> <td>758</td> <td>676</td> <td>63.4</td> <td>61.7</td> <td>55.5</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>327</td> <td>353</td> <td>391</td> <td>413</td> <td>22.7</td> <td>25.8</td> <td>33.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)総人口には年齢不詳を含む 注2)年齢別人口構成比は年齢不詳を除いて算出</p> <p><b>11 産業及び産業構造の変化</b></p> <p>本県の15歳以上の総就業人口は、平成27年国勢調査によると625,970人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の67.2% (分類不能の産業を除く)を占め、次いで第二次産業(20.4%(同))、第一次産業(12.4%(同))となっている。</p> <p>その内容は、卸売・小売業が97,079人で最も多く、就業者総数の15.5%を占めている。次いで医療・福祉が83,632人(13.4%)、農業、林業が67,513人(10.8%)、製造業が64,158人(10.2%)、建設業が59,390人(9.5%)などとなっている。</p> <p>なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少し、第三次産業は上昇している。</p>	区分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	総世帯数	1世帯当たり人員	平17	1,436,657	679,077	757,580	89.6	510,779	2.75	平22	1,373,339	646,141	727,198	88.9	513,385	2.61	平27	1,308,265	614,694	693,571	88.6	510,945	2.48	令2	1,237,984	583,402	654,582	89.1	511,526	2.34	区分	平17年	平22年	平27年	令2年	構成比			平17年	平22年	令2年	総人口	1,437	1,373	1,308	1,238	—	—	—	15歳未満	199	172	148	129	13.9	12.6	10.6	15～64歳	911	844	758	676	63.4	61.7	55.5	65歳以上	327	353	391	413	22.7	25.8	33.9	<p>表現の適正化</p>
区分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	世帯数	1世帯平均人員																																																																																																																																																														
平12	1,475,728	702,573	773,155	90.9	506,540	2.86																																																																																																																																																														
平17	1,436,657	679,077	757,580	89.6	510,779	2.75																																																																																																																																																														
平22	1,373,339	646,141	727,198	88.9	513,385	2.61																																																																																																																																																														
平27	1,308,265	614,694	693,571	88.6	510,945	2.48																																																																																																																																																														
区 分	平12年	平17年	平22年	平27年	構 成 比																																																																																																																																																															
					平12年	平17年	平22年	平27年																																																																																																																																																												
総 計	1,476	1,437	1,373	1,308	100.0	100.0	100.0	100.0																																																																																																																																																												
0～14歳	223	199	172	148	15.1	13.9	12.6	11.4																																																																																																																																																												
15歳～64歳	965	911	844	758	65.4	63.4	61.7	58.4																																																																																																																																																												
65歳以上	287	327	353	391	19.5	22.7	25.8	30.1																																																																																																																																																												
区分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	総世帯数	1世帯当たり人員																																																																																																																																																														
平17	1,436,657	679,077	757,580	89.6	510,779	2.75																																																																																																																																																														
平22	1,373,339	646,141	727,198	88.9	513,385	2.61																																																																																																																																																														
平27	1,308,265	614,694	693,571	88.6	510,945	2.48																																																																																																																																																														
令2	1,237,984	583,402	654,582	89.1	511,526	2.34																																																																																																																																																														
区分	平17年	平22年	平27年	令2年	構成比																																																																																																																																																															
					平17年	平22年	令2年																																																																																																																																																													
総人口	1,437	1,373	1,308	1,238	—	—	—																																																																																																																																																													
15歳未満	199	172	148	129	13.9	12.6	10.6																																																																																																																																																													
15～64歳	911	844	758	676	63.4	61.7	55.5																																																																																																																																																													
65歳以上	327	353	391	413	22.7	25.8	33.9																																																																																																																																																													

風水害等災害対策編 第1章 総則

現 行	変 更 案	変更理由
<p>○産業別就業人口 (単位:人、%)</p>	<p>○産業別就業人口 (単位:人、%)  <u>注 1) 総数には分類不能の産業を含む</u>  <u>注 2) 産業3部門別構成比は総数から分類不能の産業を除いて算出</u>  <u>注 3) 令和2年国勢調査の結果は、令和4年5月に公表予定</u></p>	<p>所要の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>風水害等の災害の発生、又は災害の拡大を未然に防止するため、県及び防災関係機関等が講じる予防的な施策、措置等は以下のとおりとする。雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。</p> <p>その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。</p> <p>また、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 業務継続性の確保</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。</p> <p>特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p>	<p>風水害等の災害の発生、又は災害の拡大を未然に防止するため、県及び防災関係機関等が講じる予防的な施策、措置等は以下のとおりとする。雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。</p> <p>その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。</p> <p>また、「<u>防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策</u>」による<u>国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ</u>、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。<u>その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 業務継続性の確保</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。</p> <p>特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P4)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>また、市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</p> <p>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行う。</p> <p>県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</p> <p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</p> <p>県は、国(経済産業省)、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国(経済産業省)や電気事業者等が主体的、積極的に調整する。</p>	<p>また、市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</p> <p>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行う。</p> <p>県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</p> <p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</p> <p>県は、国(経済産業省)、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国(経済産業省)や電気事業者等が主体的、積極的に調整する。</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P9)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 4 節 青森県防災情報ネットワーク</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 青森県総合防災情報システムの活用</b>                      (イ) 県民への情報提供                      インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより県民に提供する。                      青森県総合防災情報システムに入力された避難勧告等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びＬＡアラートにて、住民へ伝達する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 節 防災事業</b></p> <p>地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、以下のとおり防災事業を推進する。</p> <p><b>2 土砂災害対策事業</b>  <b>(1) 方 針</b>                      土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。                      なお、各事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。</p> <p><b>6 都市防災対策事業</b>  <b>(1) 方 針</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 節 青森県防災情報ネットワーク</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 青森県総合防災情報システムの活用</b>                      (イ) 県民への情報提供                      インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより県民に提供する。                      青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びＬＡアラートにて、住民へ伝達する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 節 防災事業</b></p> <p><u>流域治水の考えの下</u>、地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、以下のとおり防災事業を推進する。</p> <p><b>2 土砂災害対策事業</b>  <b>(1) 方 針</b>                      土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。                      なお、各事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。</p> <p><b>6 都市防災対策事業</b>  <b>(1) 方 針</b></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P51)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、都市の防災化を推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点の整備、市街地の整備等を推進する。</p> <p><b>(2) 実施機関</b>            国            県(県土整備部)            市町村            土地区画整理組合            市街地再開発組合</p> <p><b>(3) 実施内容</b>            ア 地域地区の設定、指定            (ア) 用途地域の設定            用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。            (イ) 防火地域、準防火地域の指定            市街地における火災を防止するため、防火地域、準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。</p>	<p>都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、都市の防災化を推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点の整備、市街地の整備等を推進する。</p> <p><u>また、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の实情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>(2) 実施機関</b>            国            県(県土整備部)            市町村            土地区画整理組合            市街地再開発組合</p> <p><b>(3) 実施内容</b>            ア 地域地区の設定、指定            (ア) 用途地域の設定            用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。            (イ) 防火地域、準防火地域の指定            市街地における火災を防止するため、防火地域、準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。  <u>(ウ)災害危険区域の指定</u>  <u>県及び市町村は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P6)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P49)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>イ 都市基盤施設の整備 都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設事業を推進する。</p> <p>(ア) 街路の整備 都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。</p> <p>(イ) 公園緑地の整備 都市のやすらぎの確保とともに、指定避難所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。</p> <p>(ウ) 都市下水路事業 雨水による市街地の浸水を防止するため、下水路の新設又は改修事業を実施する。</p> <p>(エ) 公共下水道事業</p>	<p><u>を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p>(エ)貯留機能保全区域の指定 知事は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、<u>都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。</u></p> <p>(オ)浸水被害防止区域の指定 知事は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、<u>一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。</u></p> <p>イ 都市基盤施設の整備 都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設事業を推進する。</p> <p>(ア) 街路の整備 都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。</p> <p>(イ) 公園緑地の整備 都市のやすらぎの確保とともに、<u>指定緊急避難場所</u>、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。</p> <p>(ウ) 都市下水路事業 雨水による市街地の浸水を防止するため、下水路の新設又は改修事業を実施する。</p> <p>(エ) 公共下水道事業</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P50)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P50)</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。</p> <p>(オ) ライフライン共同収容施設の整備事業 ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進する。</p> <p>ウ 防災拠点施設整備事業 安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。</p> <p>エ 市街地の整備 既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。</p> <p>(ア) 市街地再開発事業 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を実施する。</p> <p>(イ) 住環境整備事業 住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を実施する。</p> <p>(ウ) 土地区画整理事業 未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を実施する。</p> <p>オ 建築物不燃化対策 安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。</p> <p>(ア) 公共建築物の不燃化 庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。</p> <p>(イ) 耐火建築物の建設促進 耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底</p>	<p>公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。</p> <p>(オ) ライフライン共同収容施設の整備事業 ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進する。</p> <p>ウ 防災拠点施設整備事業 安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。</p> <p>エ 市街地の整備 既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。</p> <p>(ア) 市街地再開発事業 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を実施する。</p> <p>(イ) 住環境整備事業 住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を実施する。</p> <p>(ウ) 土地区画整理事業 未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を実施する。</p> <p>オ 建築物不燃化対策 安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。</p> <p>(ア) 公共建築物の不燃化 庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。</p> <p>(イ) 耐火建築物の建設促進 耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>を図る。</p> <p>カ 風水害に対する建築物の安全性の確保  地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。</p> <p>強風による落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するように努める。</p> <p>キ 空家等対策  そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 自主防災組織等の確立</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(3) 自主防災組織</b>  イ 災害時の活動  (ウ) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示(緊急)等の伝達、避難誘導</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 防災教育及び防災思想の普及</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 住民に対する防災思想の普及</b>  ア 国、県、市町村等防災関係機関は、人的被害を軽減する方策は、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、警戒レベル</p>	<p>底を図る。</p> <p>カ 風水害に対する建築物の安全性の確保  地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。</p> <p>強風による<u>屋根瓦の脱落・飛散防止</u>を含む落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するように努める。</p> <p>キ 空家等対策  <u>平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 自主防災組織等の確立</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(3) 自主防災組織</b>  イ 災害時の活動  (ウ) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達、避難誘導</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 防災教育及び防災思想の普及</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 住民に対する防災思想の普及</b>  ア 国、県、市町村等防災関係機関は、人的被害を軽減する方策は、住民<u>一人ひとり</u>の避難行動が基本となることを踏まえ、警</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P51)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P13)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>とそれに伴う避難指示(緊急)等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、県全体としての防災意識の向上を推進する。</p> <p>なお、普及啓発方法及び内容は次による。</p> <p>オ 青森地方気象台は、県及び市町村その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとりべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。</p> <p><b>(3) 災害教訓の伝承</b></p> <p>国、県、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 節 企業防災の促進</b></p>	<p>戒レベルとそれに伴う避難指示等の意味と内容の説明及び自分には災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が避難の妨げになることなどの啓発活動を住民に対して行い、実践的な防災教育を実施するものとする。なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、県全体としての防災意識の向上を推進する。</p> <p>なお、普及啓発方法及び内容は次による。</p> <p>オ 青森地方気象台は、県及び市町村その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、<u>高潮</u>、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、<u>地域の防災リーダー</u>や住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとりべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。</p> <p><b>(3) 災害教訓の伝承</b></p> <p>国、県、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。<u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 節 企業防災の促進</b></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P3)</p> <p>表現の適正化 (青森地方気象台修正意見)</p> <p>防災基本計画による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>1 方 針</b>                      企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、<u>緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るなど、企業防災に向けた取組に努める。</u></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(5) 従業員の安全確保</b>                      事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 防災訓練</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(1) 個別防災訓練の実施</b>                      県、市町村等防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。                      なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。</p> <p><b>(2) 総合防災訓練の実施</b>                      県及び市町村は、毎年、次の災害想定を単独若しくは組み合</p>	<p><b>1 方 針</b>                      企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、企業防災に向けた取組に努める。</p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(5) 従業員の安全確保</b>                      事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 防災訓練</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(1) 個別防災訓練の実施</b>                      県、市町村等防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、<u>地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>                      なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。</p> <p><b>(2) 総合防災訓練の実施</b>                      県及び市町村は、毎年、次の災害想定を単独若しくは組み合</p>	<p>所要の修正</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P52)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P8)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p> <u>わせた防災訓練又はさらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な総合防災訓練を実施する。この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努める。</u> </p> <p>                     訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。                 </p> <p>                     なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。                 </p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 避難対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(2) 指定避難所の指定</b></p> <p>                     指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。                 </p> <p>                     なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する必要がある。                 </p>	<p> <u>わせた防災訓練又はさらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等の多様な主体の参画を得ながら、青森県総合防災情報システムを活用した総合防災訓練を実施する。この際、自主防災組織や要配慮者を含めた住民参加のもとでの夜間避難訓練、災害時応援協定締結業者等との通信連絡途絶時の連絡調整訓練、大規模災害を想定した広域避難訓練等、実災害を想定した様々な条件設定に加え、感染症が流行している状況の設定など、実態に即した訓練項目の実施に努める。</u> </p> <p>                     訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。                 </p> <p>                     なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。                 </p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 避難対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(2) 指定避難所の指定</b></p> <p>                     指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>感染症対策等を踏まえ、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定し、平常時から、指定避難所の場所、受入人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の</u> </p>	<p>                     防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P8)                 </p> <p>                     防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P14)                 </p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>キ 感染症発生時等、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること</p> <p>また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること</p> <p><b>(4) 指定避難所の整備等</b></p> <p>避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、家庭動物の同行避難に留意するものとする。</p> <p>また、各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める</p>	<p><u>多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p> <p>なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する必要がある。</p> <p><u>キ 福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入対象者を特定して公示し、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないようにすること</u></p> <p><u>また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること</u></p> <p>ク 感染症発生時等、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること</p> <p>また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること</p> <p><b>(4) 指定避難所の整備等</b></p> <p>避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、家庭動物の同行避難に留意するものとする。特に、<u>性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。</u></p> <p>各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P15)</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P32)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>よう努めるものとする。</p> <p>ウ 指定避難所における感染症対策 感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、体温計、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。</p> <p>また、市町村は、指定避難所における感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。県は、これらの取組に関して必要な支援を行うよう努める。</p> <p><b>(5) 標識の設置等</b> 指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより地域住民等に周知を図り、災害時の速やかな避難に資する対策を講じる。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した<u>避難場所</u>であるかを明示するよう努める。</p> <p><b>(8) 避難に関する広報</b> 住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。</p> <p>イ 避難のための心得の周知徹底 地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に、(イ)避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努め</p>	<p>よう努めるものとする。</p> <p>ウ 指定避難所における感染症対策 感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、体温計、<u>パーティション</u>、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。</p> <p>市町村は、指定避難所における感染症対策について、<u>避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>また、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。県は、これらの取組に関して必要な支援を行うよう努める。</p> <p><b>(5) 標識の設置等</b> 指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより地域住民等に周知を図り、災害時の速やかな避難に資する対策を講じる。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した<u>指定緊急避難場所</u>であることを明示するよう努める。</p> <p><b>(8) 避難に関する広報</b> 住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。</p> <p>イ 避難のための心得の周知徹底 地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に、(イ)避難時の心得については、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするもの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P15)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P31)</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P13)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>る。</p> <p>(ア) 避難準備の知識 (イ) 避難時の心得</p> <p>(ウ) 避難後の心得</p> <p>ウ 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p><b>(9) 市町村の避難計画の策定</b> 市町村は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。避難計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等により高潮と洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>ア 避難勧告等を発令する基準及び伝達方法 イ 避難勧告等を発令する対象区域(町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位)、指定避難所等の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数及び避難行動要支援者の状況 ウ 指定避難所等への経路及び誘導方法 エ 避難行動要支援者の適切な避難誘導體制 オ 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備 カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p><u>避難時の周囲の状況により、指定緊急避難場所等への避難がcaえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。</u></p> <p>(ア) 避難準備の知識 (イ) 避難時の心得 <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p>(ウ) 避難後の心得</p> <p>ウ 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。<u>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p><b>(9) 市町村の避難計画の策定</b> 市町村は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。避難計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等により高潮と洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法 イ 避難指示等を発令する対象区域(町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位)、指定避難所等の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数及び避難行動要支援者の状況 ウ 指定避難所等への経路及び誘導方法 エ 避難行動要支援者の適切な避難誘導體制 オ 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備 カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P7)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P16)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(ア) 給水措置                      (イ) 給食措置                      (ウ) 毛布、寝具等の支給措置                      (エ) 被服、生活必需品の支給措置                      (オ) 負傷者に対する応急救護措置                      (カ) その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備</p> <p>キ 指定避難所の管理に関する事項                      (ア) 避難者受入中の秩序保持                      (イ) 避難者に対する災害情報の伝達                      (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知                      (エ) 避難者からの各種相談の受付                      (オ) その他必要な事項</p> <p>ク 災害時における広報                      ケ 自主防災組織等との連携                      住民の円滑な避難のため、必要に応じて避難場所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。</p> <p>コ ホームレスの受入れ                      指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p><b>(10) 広域一時滞在に係る手順等の策定</b>                      県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、<u>発災時</u>の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。</p> <p><b>(11) その他</b>                      県及び市町村は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を</p>	<p>(ア) 給水措置                      (イ) 給食措置                      (ウ) 毛布、寝具等の支給措置                      (エ) 被服、生活必需品の支給措置                      (オ) 負傷者に対する応急救護措置                      (カ) その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備</p> <p>キ 指定避難所の管理に関する事項                      (ア) 避難者受入中の秩序保持                      (イ) 避難者に対する災害情報の伝達                      (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知                      (エ) 避難者からの各種相談の受付                      (オ) その他必要な事項</p> <p>ク 災害時における広報                      ケ 自主防災組織等との連携                      住民の円滑な避難のため、必要に応じて避難場所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。</p> <p>コ ホームレスの受入れ                      指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p><b>(10) 広域一時滞在に係る手順等の策定</b>                      県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び<u>広域一時滞在</u>が可能となるよう、<u>災害時</u>の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。</p> <p><b>(11) その他</b>                      県及び市町村は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P13)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 節 災害備蓄対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 公助による備蓄</b>                  県及び市町村は、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方 針</b>                  風水害等の災害に備えて地域住民の中でも特に障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人(在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む)等の要配慮者を保護するため、<u>要配慮者利用施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。</u>                  その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p><u>県及び保健所設置市の保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局(県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して必要な情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 節 災害備蓄対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 公助による備蓄</b>                  県及び市町村は、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋・<u>感染症対策用品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方 針</b>                  風水害等の災害に備えて地域住民の中でも特に障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人(在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む)等の要配慮者を保護するため、<u>要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。</u>                  その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P13)</p> <p>所要の修正</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 要配慮者利用施設の安全性の確保</b></p> <p><u>ア 要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。</u></p> <p><u>イ 要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。</u></p> <p><u>ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p>	<p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 要配慮者の支援体制の整備等</b></p> <p><u>ア 要配慮者に関する防災知識の普及</u></p> <p>県、市町村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p><u>イ 高齢者の避難行動への理解促進</u></p> <p>県及び市町村は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p><u>ウ 要配慮者の支援方策の検討</u></p> <p>県、市町村等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p> <p><u>エ 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築</u></p> <p>県及び青森県社会福祉協議会等関係団体(青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体)は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム(DCAT)のチーム員の養成を行うものとする。</p> <p><u>オ 指定避難所における連絡体制等の整備</u></p> <p>市町村は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図ると</p>	<p>県の防災対策の見直し(見出しの追加、記載順の見直し)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(2) 要配慮者の支援体制の整備等</b></p> <p>ア 県、市町村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p>イ 市町村は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努め、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定する。</p> <p>ウ 県及び市町村は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p>	<p>もに、指定避難所等での文字媒体(電光掲示板等)の活用等に努める。</p> <p>カ 応急仮設住宅供給における配慮 市町村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。</p> <p>キ 防災訓練における要配慮者への配慮 防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の構築につながるよう努める。</p> <p><b>(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び運用</b></p> <p>ア 名簿の作成 市町村は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努める。また、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。</p> <p>イ 関係機関への名簿の提供 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報</p>	<p>県の防災対策の見直しによる。 (2)イ、(3)アを合併)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P17)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(3) 避難行動要支援者に係る情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等</b></p> <p>ア 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。</p> <p>イ 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 市町村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>エ 県、市町村等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後</p>	<p><u>の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>ウ <u>名簿の定期的な更新及び適切な管理</u>  市町村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><b>(3) 個別避難計画の作成及び運用</b></p> <p>ア <u>計画の作成</u>  市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>イ <u>計画の定期的な更新及び適切な管理</u>  個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>ウ <u>関係機関への計画の提供</u>  市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P16)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P16)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P17)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</u></p> <p><b>(4) 要配慮者利用施設における支援体制等の整備</b></p> <p><u>ア 要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</u></p> <p><u>イ 要配慮者利用施設の管理者は、平時から市町村、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。</u></p> <p><u>ウ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に</u></p>	<p><u>別避難計画を提供するものとする。</u></p> <p><u>エ 計画に係る各種体制の整備</u>  <u>市町村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>オ 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮</u>  <u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>カ 地区防災計画との整合</u>  <u>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><b>(4) 要配慮者利用施設の安全性の確保等</b></p> <p><u>ア 安全性の確保</u>  <u>要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。</u>  <u>要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。</u></p> <p><u>イ 計画の作成</u>  <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u>  <u>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P17)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P17)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P17)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。</u></p> <p><u>エ 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>(5) 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築</b>  <u>県及び青森県社会福祉協議会等関係団体(青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体)は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム(DCAT)のチーム員の養成を行うものとする。</u></p> <p><b>(6) 指定避難所における連絡体制等の整備</b>  <u>市町村は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体(電光掲示板等)の活用等に努める。</u></p> <p><b>(7) 応急仮設住宅供給における配慮</b>  <u>市町村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等災害時要援護者に配慮した計画を定めておく。</u></p> <p><b>(8) 防災訓練における要配慮者への配慮</b>  <u>防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</u></p>	<p>村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p> <p><u>ウ 連絡体制の整備</u>          要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</p> <p><u>エ 平時からの連携</u>          要配慮者利用施設の管理者は、平時から市町村、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。</p> <p><u>オ 防災訓練の実施、指導等</u>          浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。</p> <p><u>カ 自治体による定期的な確認</u>          県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 13 節 防災ボランティア活動対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 関係機関の連携・協力</b></p> <p>県、市町村及び社会福祉協議会等関係機関は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、<u>発災時</u>の防災ボランティアとの連携について検討する。</p> <p>特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。</p> <p><b>(5) ボランティア団体間のネットワークの推進</b></p> <p>社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市町村及び市町村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 文教対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(2) 防災教育の実施</b></p> <p>学校等における防災教育は、安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳(小・中学校)での安全に関する学習、特別活動の学級(ホームルーム)活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階や配慮すべき特性等を考慮しながら適切に行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 防災ボランティア活動対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 関係機関の連携・協力</b></p> <p>県、市町村及び社会福祉協議会等関係機関は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、<u>災害時</u>の防災ボランティアとの連携について検討する。</p> <p>特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。</p> <p><b>(5) ボランティア団体間のネットワークの構築の推進</b></p> <p>社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市町村及び市町村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 文教対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(2) 防災教育の実施</b></p> <p>学校等における防災教育は、安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳(小・中学校)での安全に関する学習、特別活動の学級(ホームルーム)活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階や配慮すべき特性等を考慮しながら適切に行う。</p>	<p>(P52)</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ウ 職員に対する防災研修 職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の安全管理・防災教育に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 16 節 交通施設対策</b></p> <p><b>3 鉄 道</b> <b>(2) 実施内容</b> ア 施設の防災構造化 大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。</p> <p><b>5 港湾・漁港</b> <b>(2) 実施内容</b> エ 協定の締結 発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、<u>発災時の機能維持・継続のための対策を検討する。</u>また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 17 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</b></p> <p><b>3 ガス施設</b></p>	<p>ウ 職員に対する防災研修 職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 16 節 交通施設対策</b></p> <p><b>3 鉄 道</b> <b>(2) 実施内容</b> ア 施設の防災構造化 大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する<u>ほか、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><b>5 港湾・漁港</b> <b>(2) 実施内容</b> エ 協定の締結 発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、<u>災害時の機能維持・継続のための対策を検討する。</u>また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 17 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</b></p> <p><b>3 ガス施設</b></p>	<p>所要の修正</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P54)</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(2) 実施内容</b>                      ア ガス施設の災害予防措置                      風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。                      (イ) 緊急操作設備の強化                      a 製造設備及びガスホルダーには、<u>発災時</u>にガス送出・LP G流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。</p> <p><b>5 電気通信設備</b>  <b>(2) 実施内容</b>                      イ 通信網の整備                      電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。                      エ 大規模災害時の通信確保対策                      (エ) 災害時には、設備の状況を監視しつつ<u>トラフィック</u>コントロールを行い、重要通信を確保する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 18 節 水害予防対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(5) 住民への情報伝達体制の整備</b>                      市町村は、災害に係る気象警報(特別警報を含む。)・注意報及び気象情報等、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制を確立し、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。                      また、住民から市町村等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。                      加えて、住民の主体的な避難行動を促すため、<u>避難勧告</u>等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報</p>	<p><b>(2) 実施内容</b>                      ア ガス施設の災害予防措置                      風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。                      (イ) 緊急操作設備の強化                      a 製造設備及びガスホルダーには、<u>災害時</u>にガス送出・LP G流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。</p> <p><b>5 電気通信設備</b>  <b>(2) 実施内容</b>                      イ 通信網の整備                      電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の確保を図る。                      エ 大規模災害時の通信確保対策                      (エ) 災害時には、設備の状況を監視しつつ<u>トラフィック</u>コントロールを行い、重要通信を確保する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 18 節 水害予防対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(5) 住民への情報伝達体制の整備</b>                      市町村は、災害に係る気象警報(特別警報を含む。)・注意報及び気象情報等、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、<u>避難指示等発令基準を明確化するとともに</u>、情報伝達体制を確立し、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。                      また、住民から市町村等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。                      加えて、住民の主体的な避難行動を促すため、<u>避難指示</u>等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。</p> <p><b>(8) 浸水想定区域等</b></p> <p>イ 県(県土整備部)は、水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位周知河川において、河川が<u>はん濫</u>した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水継続時間</u>等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>エ 県(県土整備部)は、高潮特別警報水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による<u>はん濫</u>が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定 of 情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>ケ 市町村は、<u>洪水予報河川等</u>に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 土砂災害予防対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(3) 土砂災害警戒情報の伝達及び避難勧告等の発令基準</b></p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の<u>避難勧告</u>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して<u>警戒を呼びかける情報</u>で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。ま</p>	<p>として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。</p> <p><b>(8) 浸水想定区域等</b></p> <p>イ 県(県土整備部)は、水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位周知河川において、河川が<u>氾濫</u>した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水範囲</u>等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>エ 県(県土整備部)は、高潮特別警報水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による<u>氾濫</u>が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定 of 情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>ケ 市町村は、<u>洪水浸水想定区域</u>が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 土砂災害予防対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(3) 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準</b></p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の<u>避難指示</u>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して<u>警戒が呼びかけられる情報</u>で、青森県と青森地方気象台から共同で発表され</p>	<p>(P53)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P50)</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P50)</p> <p>表現の適正化 (青森地方気象台</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>た、その補足情報として土砂災害の危険度をホームページ等で提供する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>市町村は、県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。</p> <p>また、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう広報誌等への掲載など、地域住民への周知に努める。</p> <p>市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等(警戒レベルを含む)を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>市町村は、避難勧告【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。</p> <p><b>(4) 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報</b></p> <p>国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道</p>	<p>る。また、その補足情報として土砂災害の危険度をホームページ等で提供する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で、実際に確認することができる。なお、当該情報は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当するものである。</p> <p>市町村は、県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。</p> <p>また、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう広報誌等への掲載など、地域住民への周知に努める。</p> <p>市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等(警戒レベルを含む)を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>市町村は、避難指示【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。</p> <p><b>(4) 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報</b></p> <p>国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道</p>	<p>修正意見)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P54)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p><b>(5) 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備</b></p> <p>災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、また、これらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>市町村は、<u>避難勧告等</u>又は指示及び土砂災害についてはこれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><b>(6) 住民への情報伝達体制等の整備</b></p> <p>市町村は、災害に係る予報・警報等、<u>避難勧告等</u>を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。</p> <p>また、住民から市町村等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。</p>	<p>閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民への避難指示等の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p><b>(5) 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備</b></p> <p>災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、また、これらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>市町村は、<u>避難指示等</u>又は指示及び土砂災害についてはこれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><b>(6) 住民への情報伝達体制等の整備</b></p> <p>市町村は、災害に係る予報・警報等、<u>避難指示等</u>を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。</p> <p>また、住民から市町村等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P58)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P54)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 22 節 複合災害対策</b></p> <p><b>1 方 針</b> 地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 22 節 複合災害対策</b></p> <p><b>1 方 針</b> 地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。)の発生可能性を認識し、備えを充実させるものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等は以下のとおりとする。</p> <p>特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p>雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 気象予報・警報等の発表及び伝達</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 気象予報・警報等の発表</b></p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、<u>避難勧告</u>等が発令された場合はもちろんのこと、発令され</p>	<p>風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等は以下のとおりとする。</p> <p><u>なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、県は、被災が予想される市町村長との連携を密にするものとする。</u></p> <p>特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p>雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 気象予報・警報等の発表及び伝達</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 気象予報・警報等の発表</b></p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、<u>避難指示</u>等が発令された場合はもちろんのこと、発令され</p>	<p>災害救助法の改正による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由																
<p>る前であっても行政等が出す防災情報を積極的に収集し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>イ 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が<u>起こる</u>おそれのあるときには「注意報」が、<u>重大な災害が起こる</u>おそれのあるときには「警報」が、<u>重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」</u>が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>危険度分布</u>」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、<u>重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</u>(別図1)に「青森県の警報・注意報発表区域図」を示す。</p> <p>(ア) 特別警報・警報・注意報の概要</p> <p>特別警報・警報・注意報の概要は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="309 975 972 1214"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 水防活動用警報・注意報</p> <p>水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注</p>	種 類	概 要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	<p>る前であっても行政等が出す防災情報を積極的に収集し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>イ 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が<u>発生する</u>おそれのあるときには「注意報」が、<u>重大な災害が発生する</u>おそれのあるときには「警報」が、<u>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」</u>が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>キキクル</u>」や「<u>雷ナウキャスト</u>」、「<u>竜巻発生確度ナウキャスト</u>」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。(別図1)に「青森県の警報・注意報発表区域図」を示す。</p> <p>(ア) 特別警報・警報・注意報の概要</p> <p>特別警報・警報・注意報の概要は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1111 975 1809 1246"> <thead> <tr> <th>種□□類</th> <th>概□□要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 水防活動の利用に適合する注意報・警報</p> <p>水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報の種類及び概要は次の通りであり、一般の利用に適合する注</p>	種□□類	概□□要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	<p>表現の適正化 (青森地方気象台 修正意見)</p> <p>表の差し替え (青森地方気象台 修正意見)</p> <p>表現の適正化 (青森地方気象台 修正意見)</p>
種 類	概 要																	
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																	
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報																	
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																	
種□□類	概□□要																	
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報																	
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報																	
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報																	

風水害等災害対策編 第4章 災害応急対策計画

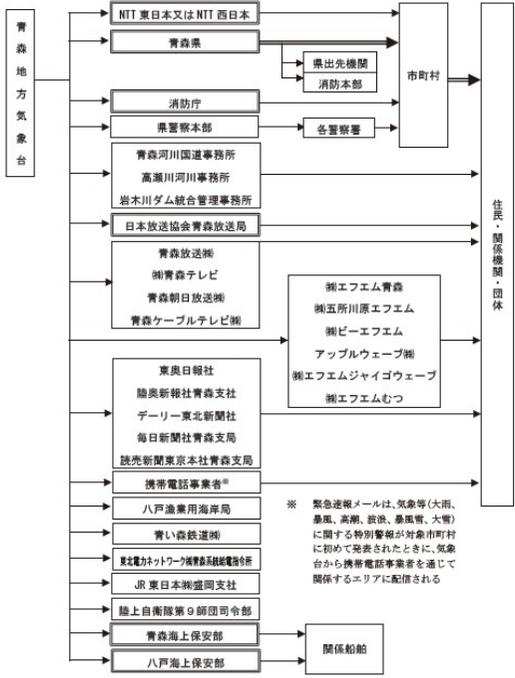
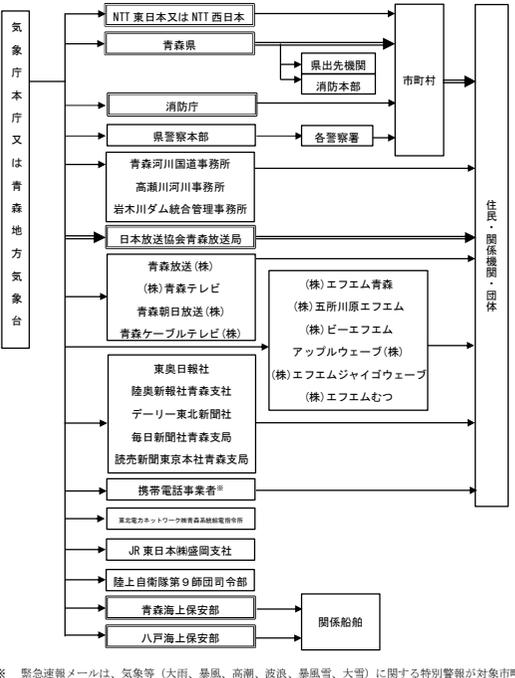
現 行	変 更 案	変更理由
<p>意報を除き、一般の利用に適合する警報・注意報をもって代える。水防活動用警報・注意報一覧は資料編(4-1-5)のとおりである。</p>	<p>意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。水防活動用警報・注意報一覧は資料編(4-1-5)のとおりである。</p>	

現 行	変 更 案	変更理由																				
<p>エ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布等の種類と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	<p>エ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等 キキクル等の種類と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル。 （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※。</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル。 （大雨警報（浸水害）の危険度分布）。</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル。 （洪水警報の危険度分布）。</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値。</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>	種 類	概 要	土砂キキクル。 （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※。	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル。 （大雨警報（浸水害）の危険度分布）。	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	洪水キキクル。 （洪水警報の危険度分布）。	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値。	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	<p>表の差し替え （青森地方気象台 修正意見）</p>
種 類	概 要																					
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																					
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。																					
種 類	概 要																					
土砂キキクル。 （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※。	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
浸水キキクル。 （大雨警報（浸水害）の危険度分布）。	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																					
洪水キキクル。 （洪水警報の危険度分布）。	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
流域雨量指数の予測値。	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。																					

現 行	変 更 案	変更理由
<p>オ 早期注意情報(警報級の可能性)</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(青森県津軽など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(青森県など)で発表される。大雨に関して、<u>明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</u>である。</p> <p>カ 気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>注意を解説する場合等に発表される。</u></p> <p>対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風(雪)、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。</p> <p>キ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の<u>避難勧告</u>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して<u>警戒を呼びかける情報</u>で、県と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u>で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>ク 記録的短時間大雨情報</p> <p>青森県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分</p>	<p>オ 早期注意情報(警報級の可能性)</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、<u>三八上北</u>など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北・三八上北など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>カ 気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>留意点が解説される場合等に発表される。</u></p> <p>対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風(雪)、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。</p> <p>キ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の<u>避難指示</u>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して<u>警戒が呼びかけられる情報</u>で、県と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>ク 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の<u>二次細分区域</u>において、キキクルの「<u>非常に危険</u>」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な<u>雨(1時間降水量)</u>が観測(地上の雨量計</p>	<p>表現の適正化 (青森地方気象台 修正意見)</p> <p>表現の適正化 (青森地方気象台 修正意見)</p> <p>表現の適正化 (青森地方気象台 修正意見)</p> <p>表現の適正化 (青森地方気象台 修正意見)</p>



現 行	変 更 案	変更理由																								
<p>り発表される。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p style="text-align: center;">指定河川洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="212 308 929 1102"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、<u>避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 気象予報・警報等の伝達</b> ア 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、東日本電信電話株式会社、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。 ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は特別警報及</p>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <u>避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	<p>より発表される。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p style="text-align: center;">指定河川洪水予報の種類、標題と概要</p> <table border="1" data-bbox="1070 303 1742 1078"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、<u>避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、<u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u>に発表される。 <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 気象予報・警報等の伝達</b> ア 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話株式会社、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、<u>日本放送協会青森放送局</u>、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。</p>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <u>避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u> に発表される。 <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>	<p>表の差し替え (青森地方気象台 修正意見)</p> <p>所要の修正</p>
種 類	標 題	概 要																								
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																								
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <u>避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																								
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																								
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																									
種 類	標 題	概 要																								
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																								
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <u>避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																								
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u> に発表される。 <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																								
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>																									

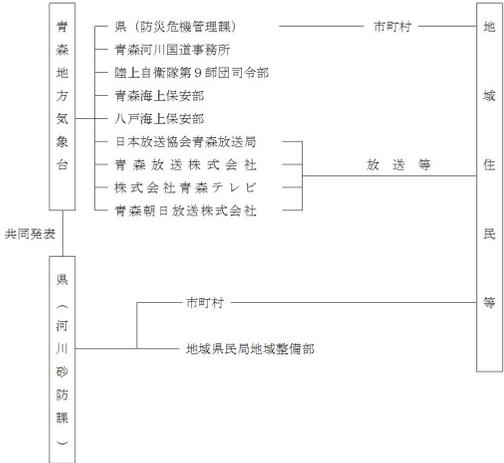
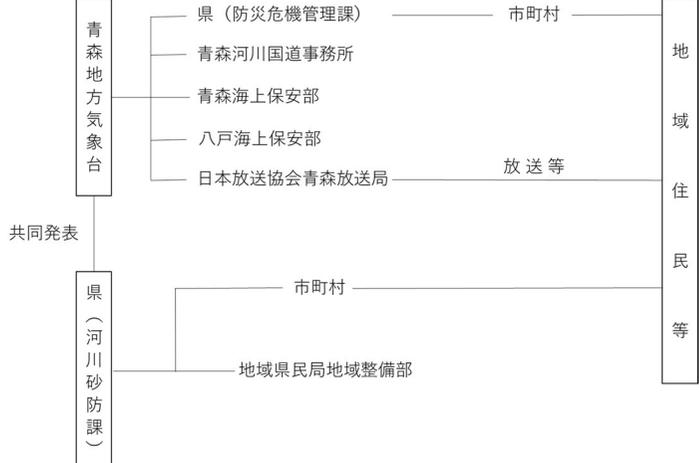
現 行	変 更 案	変更理由
<p>び警報に限る。</p> <p>エ 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、暴風(雪)警報が発表された場合等、気象情報を鑑み、必要に応じ、船舶、所有者及び代理店等の海事関係者に対し、航行警報、安全通報及び船艇、航空機の巡回等により、避難勧告等の措置を講じる。</p> <p>気象予報・警報等・情報伝達系統図</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は特別警報及び警報に限る。</p> <p>エ 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、暴風(雪)警報が発表された場合等、気象情報を鑑み、必要に応じ、船舶、所有者及び代理店等の海事関係者に対し、航行警報、安全通報及び船艇、航空機の巡回等により、<u>港則法に基づく</u>避難勧告等の措置を講じる。</p> <p>気象予報・警報等・情報伝達系統図</p>  <p>注) 緊急通報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>系統図の差し替え(青森地方気象台修正意見)</p>

現 行	変 更 案	変更理由																																						
<p>(3) 岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川洪水予報の発表及び伝達</p> <p>ア 洪水予報の発表</p> <p>東北地方整備局青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所と青森地方気象台は、次により岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川洪水予報を共同発表するものとする。</p> <p>洪水予報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="170 517 976 1091"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td>・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td>・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報(警報解除)」</td> <td>「氾濫注意情報(警戒情報解除)」</td> <td>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(はん濫注意水位を下回った場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td>・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(はん濫注意水位を下回った場合を除く)	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	<p>(3) 岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川洪水予報の発表及び伝達</p> <p>ア 洪水予報の発表</p> <p>東北地方整備局青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所と青森地方気象台は、次により岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川洪水予報を共同発表するものとする。</p> <p>洪水予報の種類等と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1008 497 1709 1362"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td>・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報(警報解除)」</td> <td>「氾濫注意情報(警戒情報解除)」</td> <td>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td>・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	発表基準	「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	<p>変更理由</p> <p>表の差し替え (青森地方気象台修正意見)</p>
種類	情報名	発表基準																																						
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき																																						
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき																																						
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)																																						
「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき																																						
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(はん濫注意水位を下回った場合を除く)																																						
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																																						
種類	標題	発表基準																																						
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき																																						
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき																																						
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)																																						
「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき																																						
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)																																						
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																																						

現 行				変 更 案				変更理由																																																										
イ 洪水予報を行う河川及びその区域				イ 洪水予報の予報区域及び水位の予報に関する基準観測所				表の差し替え (青森地方気象台 修正意見)																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>実 施 区 域</th> <th>水位又は流量の予報に関する基準地点</th> <th>担当官署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">岩 木 川 十三湖を含む</td> <td>左岸 青森県弘前市大字鳥井野字川村8番地先</td> <td rowspan="2">上岩木橋 から海まで</td> <td rowspan="3">上 岩 木 橋 幡 龍 橋 五 所 川 原 田</td> </tr> <tr> <td>右岸 青森県弘前市大字下湯口字青柳177番地先</td> </tr> <tr> <td>旧大峰川 青森県弘前市大字小友字宇田野658番地先</td> <td>県道橋下流端 から 岩木川への合流点まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平 川 下 流</td> <td>左岸 青森県弘前市大字撫牛子字橋本 635 番地先</td> <td rowspan="2">JR奥羽本線 平川第一鉄橋 から 岩木川への合流点まで</td> <td rowspan="3">青森河川国道事務所 青森地方気象台</td> </tr> <tr> <td>右岸 青森県南津軽郡田舎館村大字大袋字松下 66 番地先</td> </tr> <tr> <td>土淵川 青森県弘前市大字大久保字宮本277番地先</td> <td>国道橋下流端 から 平川への合流点まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">馬 淵 川 下 流</td> <td>左岸 青森県八戸市大字榑引字下河原 5 番地先</td> <td rowspan="2">榑引橋 から海まで</td> <td rowspan="2">榑 引 橋</td> </tr> <tr> <td>右岸 青森県八戸市大字八幡字下降屋 46 番地先</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高 瀬 川 (小川原湖)</td> <td>左岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地347番の2地先</td> <td rowspan="2">から 海まで</td> <td rowspan="2">小 川 原 湖</td> </tr> <tr> <td>右岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地106番地先</td> </tr> </tbody> </table>				河川名	実 施 区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名		岩 木 川 十三湖を含む	左岸 青森県弘前市大字鳥井野字川村8番地先	上岩木橋 から海まで	上 岩 木 橋 幡 龍 橋 五 所 川 原 田	右岸 青森県弘前市大字下湯口字青柳177番地先	旧大峰川 青森県弘前市大字小友字宇田野658番地先	県道橋下流端 から 岩木川への合流点まで	平 川 下 流	左岸 青森県弘前市大字撫牛子字橋本 635 番地先	JR奥羽本線 平川第一鉄橋 から 岩木川への合流点まで	青森河川国道事務所 青森地方気象台	右岸 青森県南津軽郡田舎館村大字大袋字松下 66 番地先	土淵川 青森県弘前市大字大久保字宮本277番地先	国道橋下流端 から 平川への合流点まで	馬 淵 川 下 流	左岸 青森県八戸市大字榑引字下河原 5 番地先	榑引橋 から海まで	榑 引 橋	右岸 青森県八戸市大字八幡字下降屋 46 番地先	高 瀬 川 (小川原湖)	左岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地347番の2地先	から 海まで	小 川 原 湖	右岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地106番地先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予報区域名</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>洪水予報 基準観測所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岩木川</td> <td rowspan="2">岩木川</td> <td>岩木川</td> <td>左岸 青森県弘前市大字鳥井野字川村 8 番地先から 右岸 青森県弘前市大字下湯口字青柳 1 7 7 番地先 から海まで</td> <td>上岩木橋 幡龍橋、 五所川原、 繁田</td> </tr> <tr> <td>旧大峰川</td> <td>青森県弘前市大字小友字宇田野 6 5 8 番 地先の県道橋下流端 から岩木川合流点まで</td> <td>幡龍橋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平川下流</td> <td rowspan="2">岩木川</td> <td>平 川</td> <td>青森県弘前市大字撫牛子字橋本 6 3 5 番 地先の JR 奥羽本線平川第 1 鉄橋 から岩木川合流点まで</td> <td>百田</td> </tr> <tr> <td>土淵川</td> <td>青森県弘前市大字大久保字宮本 2 7 7 番 地先の国道橋下流端 から平川合流点まで</td> <td>百田</td> </tr> <tr> <td>馬淵川下流</td> <td>馬淵川</td> <td>馬淵川</td> <td>青森県八戸市大字榑引字下川原 2 番の 5 地先の榑引橋 から海まで</td> <td>榑引橋</td> </tr> <tr> <td>高瀬川 (小川原湖)</td> <td>高瀬川</td> <td>高瀬川</td> <td>左岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地 3 4 7 番の 2 地先から 海まで 右岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地 1 0 6 番地先から 海まで</td> <td>小川原湖</td> </tr> </tbody> </table>				予報区域名	水系名	河川名	区域	洪水予報 基準観測所	岩木川	岩木川	岩木川	左岸 青森県弘前市大字鳥井野字川村 8 番地先から 右岸 青森県弘前市大字下湯口字青柳 1 7 7 番地先 から海まで	上岩木橋 幡龍橋、 五所川原、 繁田	旧大峰川	青森県弘前市大字小友字宇田野 6 5 8 番 地先の県道橋下流端 から岩木川合流点まで	幡龍橋	平川下流	岩木川	平 川	青森県弘前市大字撫牛子字橋本 6 3 5 番 地先の JR 奥羽本線平川第 1 鉄橋 から岩木川合流点まで	百田	土淵川	青森県弘前市大字大久保字宮本 2 7 7 番 地先の国道橋下流端 から平川合流点まで	百田	馬淵川下流	馬淵川	馬淵川	青森県八戸市大字榑引字下川原 2 番の 5 地先の榑引橋 から海まで	榑引橋	高瀬川 (小川原湖)	高瀬川	高瀬川	左岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地 3 4 7 番の 2 地先から 海まで 右岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地 1 0 6 番地先から 海まで
河川名	実 施 区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名																																																															
岩 木 川 十三湖を含む	左岸 青森県弘前市大字鳥井野字川村8番地先	上岩木橋 から海まで	上 岩 木 橋 幡 龍 橋 五 所 川 原 田																																																															
	右岸 青森県弘前市大字下湯口字青柳177番地先																																																																	
	旧大峰川 青森県弘前市大字小友字宇田野658番地先	県道橋下流端 から 岩木川への合流点まで																																																																
平 川 下 流	左岸 青森県弘前市大字撫牛子字橋本 635 番地先	JR奥羽本線 平川第一鉄橋 から 岩木川への合流点まで	青森河川国道事務所 青森地方気象台																																																															
	右岸 青森県南津軽郡田舎館村大字大袋字松下 66 番地先																																																																	
	土淵川 青森県弘前市大字大久保字宮本277番地先	国道橋下流端 から 平川への合流点まで																																																																
馬 淵 川 下 流	左岸 青森県八戸市大字榑引字下河原 5 番地先	榑引橋 から海まで	榑 引 橋																																																															
	右岸 青森県八戸市大字八幡字下降屋 46 番地先																																																																	
高 瀬 川 (小川原湖)	左岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地347番の2地先	から 海まで	小 川 原 湖																																																															
	右岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地106番地先																																																																	
予報区域名	水系名	河川名	区域	洪水予報 基準観測所																																																														
岩木川	岩木川	岩木川	左岸 青森県弘前市大字鳥井野字川村 8 番地先から 右岸 青森県弘前市大字下湯口字青柳 1 7 7 番地先 から海まで	上岩木橋 幡龍橋、 五所川原、 繁田																																																														
		旧大峰川	青森県弘前市大字小友字宇田野 6 5 8 番 地先の県道橋下流端 から岩木川合流点まで	幡龍橋																																																														
平川下流	岩木川	平 川	青森県弘前市大字撫牛子字橋本 6 3 5 番 地先の JR 奥羽本線平川第 1 鉄橋 から岩木川合流点まで	百田																																																														
		土淵川	青森県弘前市大字大久保字宮本 2 7 7 番 地先の国道橋下流端 から平川合流点まで	百田																																																														
馬淵川下流	馬淵川	馬淵川	青森県八戸市大字榑引字下川原 2 番の 5 地先の榑引橋 から海まで	榑引橋																																																														
高瀬川 (小川原湖)	高瀬川	高瀬川	左岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地 3 4 7 番の 2 地先から 海まで 右岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地 1 0 6 番地先から 海まで	小川原湖																																																														
<p>(4) 堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報の発表及び伝達</p> <p>ア 洪水予報の発表</p> <p>県土整備部河川砂防課と青森地方気象台は、次により堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報を共同発表するものとする。</p>				<p>(4) 堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報の発表及び伝達</p> <p>ア 洪水予報の発表</p> <p>県土整備部河川砂防課と青森地方気象台は、次により堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報を共同発表するものとする。</p>																																																														

現 行			変 更 案			変更理由
洪水予報の種類と発表基準			洪水予報の種類等と発表基準			表の差し替え (青森地方気象台 修正意見)
種類	情報名	発表基準	種類	標題	発表基準	
「洪水警報 (発表)」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき	「洪水警報(発 表)」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき	
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき		又は 「氾濫発生情報 (氾濫水の子報)」		
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)		「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	
「洪水注意報 (発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき		「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(はん濫注意水位を下回った場合を除く)				
「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	「洪水注意報(発 表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	
			「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)	
			「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報 又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位 を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	

現 行				変 更 案				変更理由			
イ 洪水予報を行う河川及びその区域				イ 洪水予報を行う河川及びその区域				表の差し替え (青森地方気象台 修正意見)			
管内	水系名	河川名	洪水予報基準点 左 右岸の別	区 間	管内	水系名	河川名		洪水予報基準点 左 右岸の別	区 間	
東青	堤 川	堤 川	甲 田 橋	左岸	駒込川合流点から海まで	甲 田 橋	堤 川	甲 田 橋	左岸	駒込川合流点から海まで	
				右岸	駒込川合流点から海まで				右岸	駒込川合流点から海まで	
			筒 井	左岸	横内川合流点から駒込川合流点まで	筒 井		左岸	横内川合流点から駒込川合流点まで		
				右岸	横内川合流点から駒込川合流点まで			右岸	横内川合流点から駒込川合流点まで		
			新妙見橋	左岸	青森市大字八ツ役字芦谷295番2地内の間屋橋上流端から横内川合流点まで	新妙見橋		左岸	青森市大字八ツ役字芦谷295番2地内の間屋橋上流端から横内川合流点まで		
				右岸	青森市間屋町2丁目4番地地内の間屋橋上流端から横内川合流点まで			右岸	青森市間屋町2丁目4番地地内の間屋橋上流端から横内川合流点まで		
			大 野	左岸	青森市大字高田字川瀬190番10の金高橋上流端から青森市大字八ツ役字芦谷295番2地内の間屋橋上流端まで	大 野		左岸	青森市大字高田字川瀬190番10の金高橋上流端から青森市大字八ツ役字芦谷295番2地内の間屋橋上流端まで		
				右岸	青森市大字金浜字船岡340番地の金高橋上流端から青森市間屋町2丁目4番地地内の間屋橋上流端まで			右岸	青森市大字金浜字船岡340番地の金高橋上流端から青森市間屋町2丁目4番地地内の間屋橋上流端まで		
			南桜川	左岸	南桜川橋下流端から堤川合流点まで	南桜川		左岸	鉄道橋下流端から堤川合流点まで		
				右岸	南桜川橋下流端から堤川合流点まで			右岸	鉄道橋下流端から堤川合流点まで		
			駒込川橋	左岸	青森市大字筒井字桜川22番地地内の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで	駒込川橋		左岸	青森市大字筒井字桜川22番地地内の駒込川橋下流端から鉄道橋下流端まで		
				右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢3番169地内の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで			右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢3番169地内の駒込川橋下流端から鉄道橋下流端まで		
中 南	岩木川	平 川 上 流	豊平橋 石大	左岸	南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉ノ木56番地8番地内の福島橋下流端から弘前市大字撫牛字橋本635番地先のJR平川第一橋梁上流端まで	中 南	岩木川	平 川 上 流	豊平橋 石大	左岸	南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉ノ木56番地8番地内の福島橋下流端から弘前市大字撫牛字橋本635番地先のJR平川第一橋梁上流端まで
				右岸	南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田68番地2地先の福島橋下流端から南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳21番地6地先のJR平川第一橋梁上流端まで					右岸	南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田68番地2地先の福島橋下流端から南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳21番地6地先のJR平川第一橋梁上流端まで
三 八	馬 淵 川	馬 淵 川 中 流	馬淵南部	左岸	三戸郡三戸町大字梅内字築田川原152番地1地先の梅泉橋上流端から三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平70番1地内の高瀬橋下流端まで	馬淵南部	馬 淵 川 中 流	馬淵南部	左岸	三戸郡三戸町大字梅内字築田川原152番地1地先の梅泉橋上流端から三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平70番1地内の高瀬橋下流端まで	
				右岸	三戸郡三戸町大字泉山字久手52番地2地先の梅泉橋上流端から三戸郡南部町大字高瀬字上川原19番1地内の高瀬橋下流端まで				右岸	三戸郡三戸町大字泉山字久手52番地2地先の梅泉橋上流端から三戸郡南部町大字高瀬字上川原19番1地内の高瀬橋下流端まで	
			剣 吉	左岸	三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平70番1地内の高瀬橋下流端から八戸市大字上野字上明戸地内の法師岡橋下流端まで	剣 吉		左岸	三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平70番1地内の高瀬橋下流端から八戸市大字上野字上明戸地内の法師岡橋下流端まで		
				右岸	三戸郡南部町大字高瀬字上川原19番1地内の高瀬橋下流端から三戸郡南部町大字法師岡字田向104番地地内の法師岡橋下流端まで			右岸	三戸郡南部町大字高瀬字上川原19番1地内の高瀬橋下流端から三戸郡南部町大字法師岡字田向104番地地内の法師岡橋下流端まで		
			柳引橋上流	左岸	八戸市大字上野字上明戸地内の法師岡橋下流端から八戸市大字柳引字下河原2番地地先の柳引橋下流端まで	柳引橋上流		左岸	八戸市大字上野字上明戸地内の法師岡橋下流端から八戸市大字柳引字下河原2番地地先の柳引橋下流端まで		
				右岸	三戸郡南部町大字法師岡字田向104番地地内の法師岡橋下流端から八戸市大字八幡字下陣屋46番地1地先の柳引橋下流端まで			右岸	三戸郡南部町大字法師岡字田向104番地地内の法師岡橋下流端から八戸市大字八幡字下陣屋46番地地先の柳引橋下流端まで		
西 北	岩木川	十 川	五林平	左岸	北津軽郡板柳町大字滝井字大沼82番地先の十川橋上流端から五所川原市字元町27番地先の岩木川合流点まで	西 北	岩木川	十 川	五林平	左岸	北津軽郡板柳町大字滝井字大沼82番地先の十川橋上流端から五所川原市字元町27番地先の岩木川合流点まで
				右岸	北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋51番12地先の十川橋上流端から五所川原市字元町27番地先の岩木川合流点まで					右岸	北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋51番12地先の十川橋上流端から五所川原市字元町27番地先の岩木川合流点まで

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(5) 水位到達情報の周知及び伝達</b>                      イ 氾濫危険情報等の伝達系統図                      青森河川国道事務所より氾濫危険情報を受けた場合、及び県が指定した河川において水位到達情報を発表した場合の伝達系統図は資料編のとおりである。</p> <p><b>(8) 土砂災害警戒情報</b>                      土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。                      この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。</p> <p>伝達系統図</p> 	<p><b>(5) 水位到達情報の周知及び伝達</b>                      イ 水位到達情報等の伝達系統図                      青森河川国道事務所より氾濫危険情報を受けた場合、及び県が指定した河川において水位到達情報(水防法に基づく氾濫危険情報を含む)を発表した場合の伝達系統図は資料編のとおりである。</p> <p><b>(8) 土砂災害警戒情報</b>                      土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。                      この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。</p> <p>伝達系統図</p> 	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>伝達系統図の差し替え(青森地方気象台修正意見)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 2 節 情報収集及び被害等報告</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) <b>情報収集、伝達</b></p> <p>ウ 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階</p> <p>(ア) 市町村の措置</p> <p>    b 避難勧告等又は警戒区域の設定状況</p> <p>(2) <b>報告の方法及び要領</b></p> <p>イ 要領</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 節 災害広報・情報提供</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(2) <b>市町村の広報活動</b></p> <p>ア 広報内容</p> <p>(エ) <u>避難勧告等</u>の発令状況</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(2) <u>被災地方公共団体</u>は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、<u>地方公共団体</u>は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、<u>関係地方公共団体</u>、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 節 情報収集及び被害等報告</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) <b>情報収集、伝達</b></p> <p>ウ 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階</p> <p>(ア) 市町村の措置</p> <p>    b 避難指示等又は警戒区域の設定状況</p> <p>(2) <b>報告の方法及び要領</b></p> <p>イ 要領</p> <p>(エ) <u>県への報告を行うに当たっては、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 節 災害広報・情報提供</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(2) <b>市町村の広報活動</b></p> <p>ア 広報内容</p> <p>(エ) <u>避難指示等</u>の発令状況</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(2) <u>市町村</u>は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、<u>市町村</u>は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、<u>県</u>、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、<u>配偶者等</u>からの暴力等を受け加害者から追跡さ</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 広域応援</b></p> <p><b>2 実施内容</b> <b>(1) 県の措置</b></p> <p>エ 訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の<u>受け入れ</u>について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p><b>(2) 市町村の措置</b></p> <p>イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努め、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保等他の市町村等の受援体制を確立しておく。</p> <p><b>3 他県等への応援</b></p> <p>県外において大規模災害が発生し、人的・物的支援の要請があった場合には、必要に応じて災害マネジメント総括支援員等の派遣を行</p>	<p>れて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 広域応援</b></p> <p><b>2 実施内容</b> <b>(1) 県の措置</b></p> <p>ウ 他県等から円滑に応援を受けることができるよう、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、<u>庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制等</u>について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>エ 訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の<u>受け入れ</u>について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p><b>(2) 市町村の措置</b></p> <p>イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、<u>応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><b>3 他県等への応援</b></p> <p>県外において大規模災害が発生し、人的・物的支援の要請があった場合には、必要に応じて災害マネジメント総括支援員等の<u>被災自治</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P11)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P12)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P11,21)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>うほか、応援本部を設置する。応援の体制等は、別に定める青森県災害時応援計画による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 航空機運用</b></p> <p><b>2 航空機の活動内容</b></p> <p>(1) <b>ヘリコプター活動</b></p> <p>エ 広報活動</p> <p>(ア) <u>避難勧告等</u>の広報(避難誘導を含む。)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p><b>1 実施責任者</b></p> <p>(1) <u>避難勧告等</u></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) <u>避難勧告等及び報告・通知</u></p> <p>ア 市町村長</p> <p>(ア) <u>避難勧告等</u></p> <p>住民に対する避難のための準備情報の提供や<u>避難勧告等</u>を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、<u>避難勧告等</u>判断基準等を明確化しておく。</p> <p>また、災害の状況に応じて<u>避難勧告等</u>を発令した上で、<u>避難時の周囲の状況等</u>により、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動や、「<u>屋内安全確保</u>」といった適切な避難行動を住民がと</p>	<p>体の被災状況やニーズに応じた職員派遣を行うほか、応援本部を設置する。応援の体制等は、別に定める青森県災害時応援計画による。<u>なお、職員の派遣に当たっては、派遣された職員は自身の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 航空機運用</b></p> <p><b>2 航空機の活動内容</b></p> <p>(1) <b>ヘリコプター活動</b></p> <p>エ 広報活動</p> <p>(ア) <u>避難指示等</u>の広報(避難誘導を含む。)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p><b>1 実施責任者</b></p> <p>(1) <u>避難指示等</u></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) <u>避難指示等及び報告・通知</u></p> <p>ア 市町村長</p> <p>(ア) <u>避難指示等</u></p> <p>住民に対する避難のための準備情報の提供や<u>避難指示等</u>の発令を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難指示等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、<u>避難指示等</u>の判断基準等を明確化しておく。</p> <p>また、災害の状況に応じて<u>避難指示等</u>を発令した上で、<u>自宅等で身の安全を確保することができる場合は「屋内安全確保」</u>を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急</p>	<p>(P21)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>れるように努める。</p> <p>住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討しおおむね次の基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>特に、避難行動に時間を要する者に対して<u>早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難勧告等を行うほか、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。</u></p> <p>国及び県は、洪水、高潮及び土砂災害について市町村から災害発生情報、<u>避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域及び判断時期、土砂災害に関する避難勧告等解除など</u>に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。</p> <p>また、県は、時期を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、<u>避難勧告等</u>の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な<u>避難勧</u></p>	<p><u>避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う</u>といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</p> <p>住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討しおおむね次の基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>特に、避難行動に時間を要する者が十分な余裕をもって<u>避難できるよう早めの段階で高齢者等避難を発令し、早期避難を求めるとともに、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。</u></p> <p>国及び県は、洪水、高潮及び土砂災害について市町村から<u>避難指示等</u>の対象地域及び判断時期、土砂災害に関する<u>避難指示等</u>の解除などに関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。</p> <p>また、県は、時期を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、<u>避難指示等</u>の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な<u>避難指</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P53)</p>

現 行	変 更 案	変更理由																		
<p>告等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u> 県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>市町村は、危険の切迫性に応じて<u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</u></p>	<p>示等の発令基準を策定することとする。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u> 県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>市町村は、危険の切迫性に応じて<u>避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</u></p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 869 338 906">種 別</th> <th data-bbox="338 869 969 906">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="168 906 338 1070">【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="338 906 969 1070">1. 気象予報・警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき 2. 災害の発生を感知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき 3. 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1070 338 1209">【警戒レベル4】 避難勧告</td> <td data-bbox="338 1070 969 1209">1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 氾濫危険水位に達したとき（氾濫危険水位の設定がある河川） 3. 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき 4. 災害を感知し、災害の拡大が予想され、事前の避難を要すると判断されるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1209 338 1299">【警戒レベル4】 避難指示 (緊急)</td> <td data-bbox="338 1209 969 1299">1. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2. 災害を感知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1299 338 1362">【警戒レベル5】 災害発生情報</td> <td data-bbox="338 1299 969 1362">1. 災害が既に発生しているとき</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	基 準	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	1. 気象予報・警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき 2. 災害の発生を感知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき 3. 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき	【警戒レベル4】 避難勧告	1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 氾濫危険水位に達したとき（氾濫危険水位の設定がある河川） 3. 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき 4. 災害を感知し、災害の拡大が予想され、事前の避難を要すると判断されるとき	【警戒レベル4】 避難指示 (緊急)	1. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2. 災害を感知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき	【警戒レベル5】 災害発生情報	1. 災害が既に発生しているとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1088 842 1218 866">種 別</th> <th data-bbox="1218 842 1727 866">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1088 866 1218 1038">【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td data-bbox="1218 866 1727 1038">1. 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 1038 1218 1278">【警戒レベル4】 避難指示</td> <td data-bbox="1218 1038 1727 1278">1. 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5. 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 1278 1218 1377">【警戒レベル5】 緊急安全確保</td> <td data-bbox="1218 1278 1727 1377">1. 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発令されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 土砂災害が実際に発生していることを把握した場合</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	基 準	【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	【警戒レベル4】 避難指示	1. 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5. 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	【警戒レベル5】 緊急安全確保	1. 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発令されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 土砂災害が実際に発生していることを把握した場合	
種 別	基 準																			
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	1. 気象予報・警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき 2. 災害の発生を感知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき 3. 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき																			
【警戒レベル4】 避難勧告	1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 氾濫危険水位に達したとき（氾濫危険水位の設定がある河川） 3. 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき 4. 災害を感知し、災害の拡大が予想され、事前の避難を要すると判断されるとき																			
【警戒レベル4】 避難指示 (緊急)	1. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2. 災害を感知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき																			
【警戒レベル5】 災害発生情報	1. 災害が既に発生しているとき																			
種 別	基 準																			
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）																			
【警戒レベル4】 避難指示	1. 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5. 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合																			
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1. 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発令されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 土砂災害が実際に発生していることを把握した場合																			

現 行	変 更 案	変更理由
<p>*避難勧告等の基準に関しては、上記のほか、河川水位、潮位及び土砂災害警戒情報等に基づく具体的な基準を定める。</p> <p>イ 警察官                      (イ) 災害対策基本法による指示                      市町村長により避難指示(緊急)ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。</p> <p><b>(2) 避難勧告等の周知徹底</b>                      実施責任者は、<u>避難勧告</u>等を発令したときは、できる限り、<u>避難指示(緊急)</u>の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、放送、広報車、伝達員、Lアラート(災害情報共有システム)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等により、住民に周知徹底する。                      なお、<u>避難勧告</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><b>(3) 避難誘導及び移送</b>                      ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。</p> <p><b>(4) 指定緊急避難場所の開放</b>                      市町村長は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。                      なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とす</p>	<p>*<u>避難指示</u>等の基準に関しては、上記のほか、河川水位、潮位及び土砂災害警戒情報等に基づく具体的な基準を定める。</p> <p>イ 警察官                      (イ) 災害対策基本法による指示                      市町村長により避難指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。</p> <p><b>(2) 避難指示等の周知徹底</b>                      実施責任者は、<u>避難指示</u>等を発令したときは、できる限り、<u>避難指示</u>等の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、放送、広報車、伝達員、Lアラート(災害情報共有システム)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等により、住民に周知徹底する。                      なお、<u>避難指示</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><b>(3) 避難誘導及び移送</b>                      ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。</p> <p><b>(4) 指定緊急避難場所の開放</b>                      市町村長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。                      なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とす</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P18)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P34)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>る。</p> <p><b>(5) 指定避難所の開設</b></p> <p>ウ 市町村は、<u>避難勧告等</u>が決定されたとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに各指定避難所を開設する。</p> <p>エ 避難者の受入に当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。</p> <p>なお、感染症発生を考慮し、指定避難所の<u>収容人員</u>に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。</p> <p>なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、市町村の避難対策に協力する。</p> <p>カ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p><b>3 応援協力関係</b></p>	<p>る。</p> <p><b>(5) 指定避難所の開設</b></p> <p>ウ 市町村は、<u>避難指示等</u>が決定されたとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに各指定避難所を開設する。<u>また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p>エ 避難者の受入に当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。<u>必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、感染症発生を考慮し、指定避難所の<u>受入人員</u>に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。</p> <p>なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、市町村の避難対策に協力する。</p> <p>カ 被災地において<u>新型コロナウイルス感染症等を含む感染症</u>の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p><b>3 応援協力関係</b></p> <p><b>(4)</b> 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場の提供が必要であると判断した場合において、<u>県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するとき</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P31)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P31)</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P32)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P33)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(4) 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他の市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(5) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言する。</p> <p>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p>は、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>(5) 県は、市町村から県外の市町村への広域避難に係る協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</p> <p>(6) 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(7) 県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(8) 県、市町村及び事業者は、広域避難に当たっては、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ適切な情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>(9) 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他の市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(10) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言する。</p> <p>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P53)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(6) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市町村は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。</p> <p>(7) 県は、指定避難所等において、段ボールベッド等の資機材の供給の必要があると認めた場合、災害時応援協定に基づき、関係団体に対し協力を要請する。</p> <p>(8) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 水防</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(2) 水門、樋門の操作</b></p> <p>水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。</p> <p><b>(5) 警戒水位の周知</b></p> <p>エ 県は、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第12節 食料供給</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(5) 炊き出し及びその他の食品の配分</b></p> <p>市町村は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。</p>	<p>法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(11) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市町村は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。</p> <p>(12) 県は、指定避難所等において、段ボールベッドや大型 TENT 等の資機材の供給の必要があると認めた場合、災害時応援協定に基づき、関係団体に対し協力を要請する。</p> <p>(13) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 水防</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(2) 水門、樋門の操作</b></p> <p>水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の発生が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。</p> <p><b>(5) 警戒水位の周知</b></p> <p>エ 県は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第12節 食料供給</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(5) 炊き出し及びその他の食品の配分</b></p> <p>市町村は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。</p>	<p>県の防災対策の見直しを踏まえた修正（災害時応援協定の締結に伴う所要の修正）</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P56)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進員会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 応急住宅供給</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設及び供与</p> <p>(2) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>(3) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用</p> <p>(4) 住宅の応急修理</p> <p>(5) 建築資材の調達及び建築技術者の確保</p> <p style="text-align: center;"><b>第 15 節 遺体の搜索、処理、埋火葬</b></p>	<p>イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進員協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 応急住宅供給</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 既存住宅ストックの活用</b>  <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設及び供与</p> <p>(3) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用</p> <p>(5) 住宅の応急修理</p> <p>(6) 建築資材の調達及び建築技術者の確保</p> <p style="text-align: center;"><b>第 15 節 遺体の搜索、処理、埋火葬</b></p>	<p>所要の修正</p> <p>防災基本計画の修正 (R3.5) による。 (P32)</p>

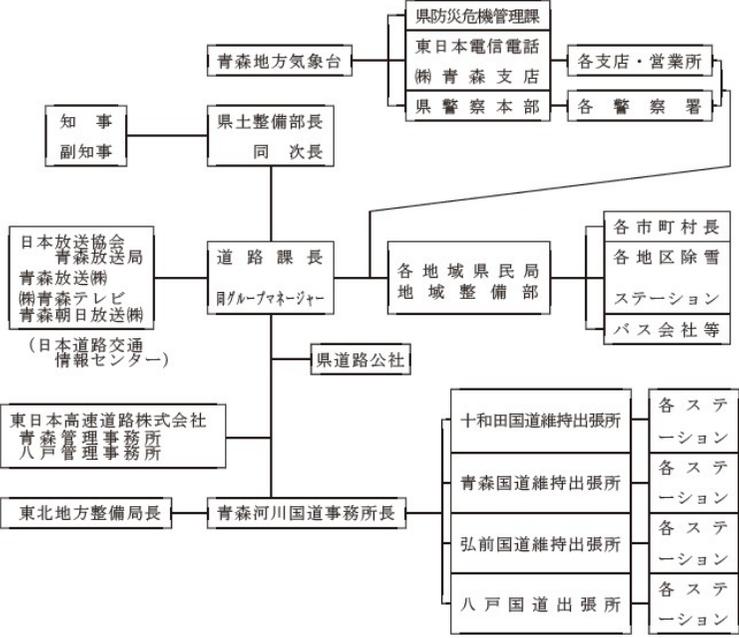
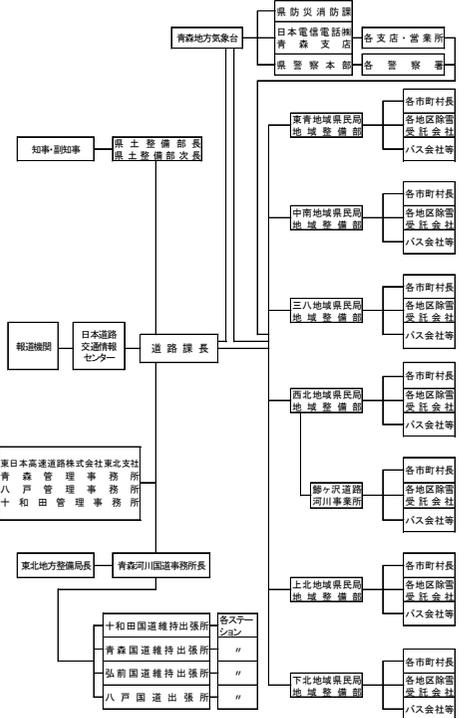
現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>2 実施内容</b>  <b>(2) 遺体の処理</b>                      (エ) 遺体の一時保存                      大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市町村は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保存が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。                      市町村は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保存するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 輸送対策</b></p>	<p><b>2 実施内容</b>  <b>(2) 遺体の処理</b>                      (エ) 遺体の一時保管                      大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市町村は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。                      市町村は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 輸送対策</b></p>	<p>表現の適正化</p>
<p><b>2 実施内容</b>  <b>(3) 輸送の方法</b>                      ウ 船舶による輸送                      陸上交通が途絶した場合、又は船舶による輸送が適切な場合は、船舶、舟艇等による輸送を行う。                      なお、災害時における海上緊急輸送拠点として、青森港、八戸港、大湊港及び津軽港を定め、防災機能を強化しておく。                      青森港・八戸港における船舶から港湾施設への荷役作業については、「災害時における応援協力に関する協定」に基づき東北港運協会に応援を要請する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</b></p> <p>風水害等の災害時において被災市町村の内外から参加する多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及</p>	<p><b>2 実施内容</b>  <b>(3) 輸送の方法</b>                      ウ 船舶による輸送                      陸上交通が途絶した場合、又は船舶による輸送が適切な場合は、船舶、舟艇等による輸送を行う。                      なお、災害時における海上緊急輸送拠点として、青森港、八戸港、大湊港及び津軽港を定め、防災機能を強化しておく。                      青森港・八戸港における船舶から港湾施設への荷役作業については、「災害時における応援協力に関する協定」に基づき東北港運協会に応援を要請する。<u>本県と北海道の間における人員や資機材、物資、避難者等の輸送等に当たっては、「災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定」に基づき、事業者に応援を要請する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</b></p> <p>風水害等の災害時において被災市町村の内外から参加する多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及</p>	<p>県の防災対策の見直しによる（災害時応援協定の締結に伴う所要の修正）</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受け入れ体制を確立するものとする。</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 防災ボランティアセンターの設置</b></p> <p>(カ) 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。</p> <p>(キ) <u>指定避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。</u></p> <p><b>(2) 防災ボランティア情報センターの設置</b></p> <p>ア 情報センターの役割</p> <p>(ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況などについて、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともにボランティアの生活環境について配慮するものとする。</u></p>	<p>びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受け入れ体制を確立するものとする。</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 防災ボランティアセンターの設置</b></p> <p>(カ) 防災ボランティア活動用資材や食料等(炊き出しを含む)の調達を行う。</p> <p>(キ) <u>防災ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。</u></p> <p>エ その他</p> <p><u>災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。</u></p> <p><b>(2) 防災ボランティア情報センターの設置</b></p> <p>ア 情報センターの役割</p> <p>(ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況などについて、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p> <p>ウ その他</p> <p><u>災害時において、情報センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜情報センターの設置・運営マニュアル等を定</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>3 応援協力関係</b>                      (4) 県及び市町村等の関係機関は、<u>自発性</u>に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、<u>連携・協力</u>する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 26 節 文教対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b>                      (4) <b>学用品の調達及び給与</b>                      ア 給与対象者                      災害により住家が全壊(焼)、半壊(焼)、<u>流出</u>又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)</p>	<p><u>めておく。</u></p> <p><b>3 応援協力関係</b>                      (4) 県及び市町村等の関係機関は、<u>自主性</u>に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、<u>支援力を向上させる。また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。</u></p> <p><b>4 その他</b>  <u>ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の person 費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 26 節 文教対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b>                      (4) <b>学用品の調達及び給与</b>                      ア 給与対象者                      災害により住家が全壊(焼)、半壊(焼)、<u>流失</u>又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P2)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P37)</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由																																																																																																												
<b>第1節 雪害対策</b>	<b>第1節 雪害対策</b>																																																																																																													
<p>1 予防対策</p> <p>2 実施機関</p> <p>(2) 防雪対策(なだれ災害、地吹雪災害、着雪災害、融雪災害)、屋根雪等の処理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実 施 機 関</th> <th style="text-align: center;">なだれ</th> <th style="text-align: center;">地吹雪</th> <th style="text-align: center;">着 雪</th> <th style="text-align: center;">融 雪</th> <th style="text-align: center;">屋 根 雪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北地方整備局(青森河川国道事務所)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>青森地方气象台</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>青森県</td> <td>農林水産部 県土整備部</td> <td>県土整備部</td> <td>農林水産部</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備部</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社青森支店</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 雪害に強いまちづくり</p> <p>ク 国、県及び市町村は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、<u>道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避場所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>ケ 集中的な大雪が予想される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう努めるものとする。</p>	実 施 機 関	なだれ	地吹雪	着 雪	融 雪	屋 根 雪	東北地方整備局(青森河川国道事務所)	○	○	-	○	-	青森地方气象台	○	○	○	○	-	青森県	農林水産部 県土整備部	県土整備部	農林水産部	県土整備部	県土整備部	市町村	○	○	○	○	○	県警察	-	○	○	-	○	東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)	-	○	-	-	-	鉄道事業者	○	○	○	-	-	東北電力株式会社青森支店	-	-	○	-	-	<p>1 予防対策</p> <p>2 実施機関</p> <p>(2) 防雪対策(なだれ災害、地吹雪災害、着雪災害、融雪災害)、屋根雪等の処理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実 施 機 関</th> <th style="text-align: center;">なだれ</th> <th style="text-align: center;">地吹雪</th> <th style="text-align: center;">着 雪</th> <th style="text-align: center;">融 雪</th> <th style="text-align: center;">屋 根 雪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北地方整備局(青森河川国道事務所)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>青森地方气象台</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>青森県</td> <td>農林水産部 県土整備部</td> <td>県土整備部</td> <td>農林水産部</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備部 危機管理局</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社青森支店</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 雪害に強いまちづくり</p> <p>ク 国、県及び市町村は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>ケ 集中的な大雪が予想される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう努めるものとする。<u>また県は、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</u></p>	実 施 機 関	なだれ	地吹雪	着 雪	融 雪	屋 根 雪	東北地方整備局(青森河川国道事務所)	○	○	-	○	-	青森地方气象台	○	○	○	○	-	青森県	農林水産部 県土整備部	県土整備部	農林水産部	県土整備部	県土整備部 危機管理局	市町村	○	○	○	○	○	県警察	-	○	○	-	○	東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)	-	○	-	-	-	鉄道事業者	○	○	○	-	-	東北電力株式会社青森支店	-	-	○	-	-	<p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P65)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P65)</p>
実 施 機 関	なだれ	地吹雪	着 雪	融 雪	屋 根 雪																																																																																																									
東北地方整備局(青森河川国道事務所)	○	○	-	○	-																																																																																																									
青森地方气象台	○	○	○	○	-																																																																																																									
青森県	農林水産部 県土整備部	県土整備部	農林水産部	県土整備部	県土整備部																																																																																																									
市町村	○	○	○	○	○																																																																																																									
県警察	-	○	○	-	○																																																																																																									
東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)	-	○	-	-	-																																																																																																									
鉄道事業者	○	○	○	-	-																																																																																																									
東北電力株式会社青森支店	-	-	○	-	-																																																																																																									
実 施 機 関	なだれ	地吹雪	着 雪	融 雪	屋 根 雪																																																																																																									
東北地方整備局(青森河川国道事務所)	○	○	-	○	-																																																																																																									
青森地方气象台	○	○	○	○	-																																																																																																									
青森県	農林水産部 県土整備部	県土整備部	農林水産部	県土整備部	県土整備部 危機管理局																																																																																																									
市町村	○	○	○	○	○																																																																																																									
県警察	-	○	○	-	○																																																																																																									
東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)	-	○	-	-	-																																																																																																									
鉄道事業者	○	○	○	-	-																																																																																																									
東北電力株式会社青森支店	-	-	○	-	-																																																																																																									

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(6) 公共交通対策</b></p> <p>ア 東日本旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の鉄道交通の確保</p> <p>(イ) 除雪体制</p> <p>除雪は、駅間は除雪車両、構内は除雪機械を主力とし、降積雪の状況に応じて、機械力、人力を有効かつ適切に活用して、最大限の効率的・効果的な除雪作業を行う体制を整備するとともに、機械除雪によりがたい箇所の除雪及び機械除雪の効果を上げるために、人力除雪を計画的に行うものとし、社員のほか必要に応じて除雪協力班による人力除雪体制を整備する。</p> <p>特に集中的な大雪に対しては、<u>国、県、市町村及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</u></p> <p>熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、<u>国、県及び市町村は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</u></p>	<p><u>ス 集中的な大雪に対しては、国、県、市町村及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、その旨を周知するとともに、集中的な除雪作業に努めるものとする。</u></p> <p><u>セ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県及び市町村は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</u></p> <p><b>(6) 公共交通対策</b></p> <p>ア 東日本旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の鉄道交通の確保</p> <p>(イ) 除雪体制</p> <p>除雪は、駅間は除雪車両、構内は除雪機械を主力とし、降積雪の状況に応じて、機械力、人力を有効かつ適切に活用して、最大限の効率的・効果的な除雪作業を行う体制を整備するとともに、機械除雪によりがたい箇所の除雪及び機械除雪の効果を上げるために、人力除雪を計画的に行うものとし、社員のほか必要に応じて除雪協力班による人力除雪体制を整備する。</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P65)</p> <p>記載位置の見直し</p> <p>記載位置の見直し</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(11) 屋根雪等の処理</b>                      ア 計画的な雪下ろしの奨励                      屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしを奨励する。</p> <p><b>2 応急対策</b></p> <p><b>1 道路交通の確保</b>  <b>(2) 実施内容</b>                      ア 情報の収集、伝達                      (エ) 豪雪時における情報収集、伝達は、次により行う。</p> 	<p><b>(11) 屋根雪等の処理</b>                      ア 計画的な雪下ろしの奨励                      屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしを奨励するとともに、<u>作業時の注意事項の周知に努める。</u></p> <p><b>2 応急対策</b></p> <p><b>1 道路交通の確保</b>  <b>(2) 実施内容</b>                      ア 情報の収集、伝達                      (エ) 豪雪時における情報収集、伝達は、次により行う。</p> 	<p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>系統図の差し替え</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第3節 航空災害対策</b></p> <p>2 応急対策</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(4) 救助・救急活動</b></p> <p>カ 県は、市町村の実施する救急活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により、他の市町村に応援を指示する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 鉄道災害対策</b></p> <p>1 予防対策</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 鉄道の安全確保</b></p> <p>ウ 県及び市町村は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。</p> <p>エ 国及び鉄道事業者は、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。</p> <p>2 応急対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 航空災害対策</b></p> <p>2 応急対策</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(4) 救助・救急活動</b></p> <p>カ 県は、市町村の実施する救急活動について、必要に応じて助言等を行うとともに、当該市町村からの要請により、他の市町村に応援を依頼する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 鉄道災害対策</b></p> <p>1 予防対策</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 鉄道の安全確保</b></p> <p>ウ <u>鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>エ 県及び市町村は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。</p> <p>オ 国及び鉄道事業者は、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。</p> <p>2 応急対策</p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P73)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</b>                      緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」によるほか次により実施する。                      鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。</p> <p><b>(8) 災害復旧</b>                      鉄道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 危険物等災害対策</b></p> <p>危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質)の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害(放射性物質の<u>大量の放出</u>による場合を除く。)が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。</p> <p><b>1 予防対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p>	<p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</b>                      緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」によるほか次により実施する。                      鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への<u>振替輸送</u>、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。</p> <p><b>(8) 災害復旧</b>                      鉄道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。  <u>復旧作業の際には、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資機材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 危険物等災害対策</b></p> <p>危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質)の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害(放射性物質の<u>大量放出</u>の場合を除く。)が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。</p> <p><b>1 予防対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P74)</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(1) 危険物等関係施設の安全性の確保</b></p> <p>イ 高圧ガス</p> <p>    (ウ) 保安教育等</p> <p>        c 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した危害予防週間に<u>基づき</u>、関係者の防災意識の高揚を図る。</p> <p>ウ 火薬類施設</p> <p>    (ウ) 保安教育等</p> <p>        b 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に<u>基づき</u>、関係者の防災意識の高揚を図る。</p> <p><b>2 応急対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(3) 被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等</b></p> <p>オ 放射性同位元素使用施設</p> <p>    (ア) 放射性同位元素使用施設の管理者</p> <p>        a 災害の発生について速やかに<u>文部科学省</u>、警察署、市町村(消防機関)に連絡する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 大規模な林野火災対策</b></p> <p><b>2 応急対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(7) 避難対策</b></p> <p>林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を図る。</p> <p>ウ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該住民に避難の<u>勧告・指示</u>をする。</p>	<p><b>(1) 危険物等関係施設の安全性の確保</b></p> <p>イ 高圧ガス</p> <p>    (ウ) 保安教育等</p> <p>        c 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した危害予防週間に<u>通じ</u>、関係者の防災意識の高揚を図る。</p> <p>ウ 火薬類施設</p> <p>    (ウ) 保安教育等</p> <p>        b 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に<u>通じ</u>、関係者の防災意識の高揚を図る。</p> <p><b>2 応急対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(3) 被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等</b></p> <p>オ 放射性同位元素使用施設</p> <p>    (ア) 放射性同位元素使用施設の管理者</p> <p>        a 災害の発生について速やかに<u>原子力規制委員会</u>、警察署、<u>及び火災の場合は市町村(消防機関)</u>に連絡する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 大規模な林野火災対策</b></p> <p><b>2 応急対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(7) 避難対策</b></p> <p>林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を図る。</p> <p>ウ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該住民に避難の指示をする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 公共施設災害復旧</b></p> <p><b>2 大規模災害における対応</b></p> <p>(5) 県は、指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、必要に応じて国による権限代行に基づく支援を要請する。</p> <p><b>第 3 節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</b></p> <p>災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。</p> <p><b>5 生活再建の支援（国、県、市町村）</b></p> <p>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 公共施設災害復旧</b></p> <p><b>2 大規模災害における対応</b></p> <p><u>(5) 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>(6) 県は、指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、必要に応じて国による権限代行に基づく支援を要請する。</p> <p><b>第 3 節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</b></p> <p>災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。</p> <p><u>国、県及び市町村は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。</u></p> <p><b>5 生活再建の支援（国、県、市町村）</b></p> <p>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。</p> <p><u>被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P38)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P39)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P39)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。</p> <p><b>6 義援物資、義援金の受入れ（市町村）</b>  <b>(2) 義援金の受入れ、配分（県健康福祉部、市町村）</b>                  県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受入れし、<u>県は配分委員会を組織し、協議の上、市町村を通じて被災者に配分する。</u>また、市町村で受け入れた義援金は適切に保管し、各市町村の配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。</p>	<p>被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。</p> <p><b>6 義援物資、義援金の受入れ（市町村）</b>  <b>(2) 義援金の受入れ、配分（県健康福祉部、市町村）</b>                  県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び<u>県が受入れたものについては、県が配分委員会を組織し、協議の上、市町村を通じて被災者に配分する。</u>また、市町村で受け入れた義援金は<u>市町村が適切に保管し、各市町村が配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。</u>その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。</p>	<p>県の防災対策の見直しによる。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の主な活断層</p> <p>第8節 青森県の地震・津波</p> <p>第9節 地震・津波による被害想定</p> <p>第10節 災害の想定</p> <p><b>第 2 章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p><b>第 3 章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 自主防災組織等の確立</p> <p>第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第7節 企業防災の促進</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の主な活断層</p> <p>第8節 青森県の地震・津波</p> <p>第9節 地震・津波による被害想定</p> <p>第10節 災害の想定</p> <p><b>第 2 章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p><b>第 3 章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 自主防災組織等の確立</p> <p>第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第7節 企業防災の促進</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
第8節 防災訓練 第9節 避難対策 第10節 災害備蓄対策 第11節 津波災害対策 第12節 火災予防対策 第13節 水害対策 第14節 土砂災害対策 第15節 建築物等対策 第16節 都市災害対策 第17節 要配慮者安全確保対策 第18節 防災ボランティア活動対策 第19節 積雪期の地震災害対策 第20節 文教対策 第21節 警備対策 第22節 交通施設対策 第23節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第24節 危険物施設等対策 第25節 複合災害対策	第8節 防災訓練 第9節 避難対策 第10節 災害備蓄対策 第11節 津波災害対策 第12節 火災予防対策 第13節 水害対策 第14節 土砂災害対策 第15節 建築物等対策 第16節 都市災害対策 第17節 要配慮者安全確保対策 第18節 防災ボランティア活動対策 第19節 積雪期の地震災害対策 第20節 文教対策 第21節 警備対策 第22節 交通施設対策 第23節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第24節 危険物施設等対策 第25節 複合災害対策	
<b>第4章 災害応急対策計画</b> 第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 水防	<b>第4章 災害応急対策計画</b> 第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 水防	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第11節 救出                      第12節 食料供給                      第13節 給水                      第14節 応急住宅供給                      第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬                      第16節 障害物除去                      第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与                      第18節 医療、助産及び保健                      第19節 被災動物対策                      第20節 輸送対策                      第21節 労務供給                      第22節 防災ボランティア受入・支援対策                      第23節 防疫                      第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止                      第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定                      第26節 金融機関対策                      第27節 文教対策                      第28節 警備対策                      第29節 交通対策                      第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策                      第31節 石油燃料供給対策                      第32節 危険物施設等災害応急対策                      第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策</p>	<p>第11節 救出                      第12節 食料供給                      第13節 給水                      第14節 応急住宅供給                      第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬                      第16節 障害物除去                      第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与                      第18節 医療、助産及び保健                      第19節 被災動物対策                      第20節 輸送対策                      第21節 労務供給                      第22節 防災ボランティア受入・支援対策                      第23節 防疫                      第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止                      第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定                      第26節 金融機関対策                      第27節 文教対策                      第28節 警備対策                      第29節 交通対策                      第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策                      第31節 石油燃料供給対策                      第32節 危険物施設等災害応急対策                      第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策</p>	
<p>第5章 災害復旧対策計画                      第1節 公共施設災害復旧                      第2節 民生安定のための金融対策                      第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p>	<p>第5章 災害復旧対策計画                      第1節 公共施設災害復旧                      第2節 民生安定のための金融対策                      第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第2節 県災害対策本部の設置等</p> <p>第3節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第6節 防災訓練計画</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p>	<p>第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第2節 県災害対策本部の設置等</p> <p>第3節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第6節 防災訓練計画</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>1 県</b>  <b>(1) 県</b>            サ <u>避難勧告等</u>に関すること</p> <p><b>2 市町村</b>  <b>(1) 市町村</b>            ス <u>避難勧告等</u>に関すること</p> <p><b>3 指定地方行政機関</b>  <b>(15) 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）</b>            イ 海難救助、海上消防、避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること</p> <p><b>5 指定公共機関</b>  <b>(2) 東日本電信電話株式会社（青森支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（東北支社青森支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 県の概況</b></p> <p><b>7 道 路</b>            本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路をはじめ、国管理の国道4号、7号、45号、101号（一部）、104号（一部）と、県管理の国道101号（一部）、102号、103号、104号（一部）、279号、280号、282号、338号、339号、340号、394号、454号の合計15路線からなる一般国道、主要地方道47路線及び一般県道185路線がネットワークを形成している。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>1 県</b>  <b>(1) 県</b>            サ <u>避難指示等</u>に関すること</p> <p><b>2 市町村</b>  <b>(1) 市町村</b>            ス <u>避難指示等</u>に関すること</p> <p><b>3 指定地方行政機関</b>  <b>(15) 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）</b>            イ 海難救助、海上消防、<u>港則法に基づく船舶に対する避難勧告等</u>及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること</p> <p><b>5 指定公共機関</b>  <b>(2) 東日本電信電話株式会社（青森支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（東北支社青森支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 県の概況</b></p> <p><b>7 道 路</b>            本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路をはじめ、国管理の国道4号、7号、45号、101号（一部）、104号（一部）と、県管理の国道101号（一部）、102号、103号、104号（一部）、279号、280号、282号、338号、339号、340号、394号、454号の合計15路線からなる一般国道、主要地方道47路線及び一般県道185路線がネットワークを形成している。</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>所要の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由																																																																						
<p>なお、県内の国・県道の実延長は平成 30 年4月1日現在 3,932.9km で、うち改良済延長 2,986.8km(改良率:75.9%)、舗装済延長 2,772.8km(舗装率:70.5%)となっている。</p> <p><b>9 人口及び世帯</b></p> <p>平成 27 年国勢調査による本県の人口は、<u>1,308,265</u> 人で平成 22 年に比べ <u>65,074</u> 人(約 <u>4.7%</u>)の減少となった。</p> <p>男女別では、男 <u>614,694</u> 人、女 <u>693,571</u> 人で女 100 人に対して男 <u>88.689.1</u> 人となっている。また、世帯数は <u>510,945</u> 世帯で、1～2人世帯が増加していることから1世帯当たり人員は <u>2.48</u> 人と減少している。</p> <p>この人口を地域別で見ると市部人口は、平成 22 年に比較して <u>3.9%</u>減少して <u>1,013,321</u> 人となったが、県全体に占める比率は <u>77.5%</u>へ高まった。一方郡部の人口は、平成 22 年より <u>7.5%</u>減少して <u>294,944</u> 人で、県全体に占める比率も <u>22.5%</u>となった。</p> <p>人口を年齢別に見ると、<u>0～14</u>歳の年少人口が <u>148,208</u> 人、15～64 歳の生産年齢人口が <u>757,867</u> 人、65 歳以上の老年人口が <u>390,940</u> 人で構成比はそれぞれ <u>11.46%</u>、<u>58.4%</u>、<u>30.1%</u>となっている。これを平成 22 年の構成比で比べると、年少人口は <u>1.1</u> ポイント低下、生産年齢人口は <u>3.2</u> ポイント低下、老年人口は <u>4.4</u> ポイント上昇している。</p> <p>○総人口、世帯数の推移 (単位:人、%、世帯)</p> <table border="1" data-bbox="174 1082 969 1265"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総人口</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>女100人に対する男の人数</th> <th>世帯数</th> <th>1世帯平均人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平12</td> <td>1,475,728</td> <td>702,573</td> <td>773,155</td> <td>90.9</td> <td>506,540</td> <td>2.86</td> </tr> <tr> <td>平17</td> <td>1,436,657</td> <td>679,077</td> <td>757,580</td> <td>89.6</td> <td>510,779</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td>平22</td> <td>1,373,339</td> <td>646,141</td> <td>727,198</td> <td>88.9</td> <td>513,385</td> <td>2.61</td> </tr> <tr> <td>平27</td> <td>1,308,265</td> <td>614,694</td> <td>693,571</td> <td>88.6</td> <td>510,945</td> <td>2.48</td> </tr> </tbody> </table>	区分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	世帯数	1世帯平均人員	平12	1,475,728	702,573	773,155	90.9	506,540	2.86	平17	1,436,657	679,077	757,580	89.6	510,779	2.75	平22	1,373,339	646,141	727,198	88.9	513,385	2.61	平27	1,308,265	614,694	693,571	88.6	510,945	2.48	<p>なお、県内の国・県道の実延長は平成 31 年 3 月 31 日現在 3,942.3km で、うち改良済延長 <u>3,001.1</u>km(改良率:<u>76.1%</u>)、舗装済延長 <u>2,788.4</u>km(舗装率:<u>70.7%</u>)となっている。</p> <p><b>9 人口及び世帯</b></p> <p>令和2年国勢調査による本県の人口は、<u>1,237,984</u> 人で平成 27 年に比べ <u>70,281</u> 人(約 <u>5.4%</u>)の減少となった。</p> <p>男女別では、男 <u>583,402</u> 人、女 <u>654,582</u> 人で女 100 人に対して男 <u>89.1</u> 人となっている。また、世帯数は <u>511,526</u> 世帯で、1～2人世帯が増加していることから1世帯当たり人員は <u>2.34</u> 人と減少している。</p> <p>この人口を地域別で見ると市部人口は、平成 27 年に比較して <u>4.7%</u>減少して <u>965,568</u> 人となったが、県全体に占める比率は <u>78.0%</u>へ高まった。一方郡部の人口は、平成 27 年より <u>7.6%</u>減少して <u>272,416</u> 人で、県全体に占める比率も <u>22.0%</u>となった。</p> <p>人口を年齢別に見ると、<u>15</u>歳未満の年少人口が <u>129,112</u> 人、15～64 歳の生産年齢人口が <u>676,167</u> 人、65 歳以上の老年人口が <u>412,943</u> 人で構成比はそれぞれ <u>10.6%</u>、<u>55.5%</u>、<u>33.9%</u>となっている。これを平成 27 年の構成比と比べると、年少人口は <u>0.8</u> ポイント低下、生産年齢人口は <u>2.9</u> ポイント低下、老年人口は <u>3.8</u> ポイント上昇している。</p> <p>○総人口、世帯数等の推移 (単位:人、世帯)</p> <table border="1" data-bbox="1003 1074 1769 1260"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総人口</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>女100人に対する男の人数</th> <th>総世帯数</th> <th>1世帯当たり人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平17</td> <td>1,436,657</td> <td>679,077</td> <td>757,580</td> <td>89.6</td> <td>510,779</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td>平22</td> <td>1,373,339</td> <td>646,141</td> <td>727,198</td> <td>88.9</td> <td>513,385</td> <td>2.61</td> </tr> <tr> <td>平27</td> <td>1,308,265</td> <td>614,694</td> <td>693,571</td> <td>88.6</td> <td>510,945</td> <td>2.48</td> </tr> <tr> <td>令2</td> <td>1,237,984</td> <td>583,402</td> <td>654,582</td> <td>89.1</td> <td>511,526</td> <td>2.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1世帯当たり人員は総世帯数から施設等の世帯を除いて算出</p>	区分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	総世帯数	1世帯当たり人員	平17	1,436,657	679,077	757,580	89.6	510,779	2.75	平22	1,373,339	646,141	727,198	88.9	513,385	2.61	平27	1,308,265	614,694	693,571	88.6	510,945	2.48	令2	1,237,984	583,402	654,582	89.1	511,526	2.34	<p>所要の修正</p>
区分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	世帯数	1世帯平均人員																																																																		
平12	1,475,728	702,573	773,155	90.9	506,540	2.86																																																																		
平17	1,436,657	679,077	757,580	89.6	510,779	2.75																																																																		
平22	1,373,339	646,141	727,198	88.9	513,385	2.61																																																																		
平27	1,308,265	614,694	693,571	88.6	510,945	2.48																																																																		
区分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	総世帯数	1世帯当たり人員																																																																		
平17	1,436,657	679,077	757,580	89.6	510,779	2.75																																																																		
平22	1,373,339	646,141	727,198	88.9	513,385	2.61																																																																		
平27	1,308,265	614,694	693,571	88.6	510,945	2.48																																																																		
令2	1,237,984	583,402	654,582	89.1	511,526	2.34																																																																		

現 行					変 更 案					変更理由		
○年齢別人口及び構成の推移 (単位:千人、%)					○年齢別人口及び構成比の推移 (単位:千人、%)							
区 分	平12年	平17年	平22年	平27年	構 成 比				平17年	平22年	平27年	令2年
					平12年	平17年	平22年	平27年				
総 計	1,476	1,437	1,373	1,308	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
0 ~14歳	223	199	172	148	15.1	13.9	12.6	11.4	13.9	12.6	11.4	10.6
15歳~64歳	965	911	844	758	65.4	63.4	61.7	58.4	63.4	61.7	58.4	55.5
65歳以上	287	327	353	391	19.5	22.7	25.8	30.1	22.7	25.8	30.1	33.9
<p><b>11 産業及び産業構造の変化</b></p> <p>本県の15歳以上の総就業人口は、平成27年国勢調査で625,970人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の67.2%（分類不能の産業を除く）を占め、次いで第二次産業（20.4%（同））、第一次産業（12.4%（同））となっている。</p> <p>その内容は、卸売・小売業が97,079人で最も多く、就業者総数の15.5%を占めている。次いで医療・福祉が83,632人（13.4%）、農業、林業が67,513人（10.8%）、製造業が64,158人（10.2%）、建設業が59,390人（9.5%）などとなっている。</p> <p>なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少し、第三次産業は上昇している。</p>					<p><b>11 産業及び産業構造の変化</b></p> <p>本県の15歳以上の総就業人口は、平成27年国勢調査によると625,970人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の67.2%（分類不能の産業を除く）を占め、次いで第二次産業（20.4%（同））、第一次産業（12.4%（同））となっている。</p> <p>その内容は、卸売・小売業が97,079人で最も多く、就業者総数の15.5%を占めている。次いで医療・福祉が83,632人（13.4%）、農業、林業が67,513人（10.8%）、製造業が64,158人（10.2%）、建設業が59,390人（9.5%）などとなっている。</p> <p>なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少し、第三次産業は上昇している。</p>					表現の適正化		
○産業別就業人口 (単位:人、%)					○産業別就業人口 (単位:人、%)							
<p>注1)総人口には年齢不詳を含む</p> <p>注2)年齢別人口構成比は年齢不詳を除いて算出</p>					<p>注1)総数には分類不能の産業を含む</p> <p>注2)産業3部門別構成比は総数から分類不能の産業を除いて算出</p> <p>注3)令和2年国勢調査の結果は、令和4年5月に公表予定</p>					所要の修正		

現 行	変 更 案	変更理由																																																		
<p style="text-align: center;">第9節 地震・津波による被害想定</p> <p>4 各種被害予測</p> <p style="text-align: center;">青森県 海岸線の想定津波水位 (平成27年9月)</p>	<p style="text-align: center;">第9節 地震・津波による被害想定</p> <p>4 各種被害予測</p> <p style="text-align: center;">青森県想定津波 海岸線の最大津波高</p> <table border="1"> <caption>青森県想定津波 海岸線の最大津波高</caption> <thead> <tr> <th>地名</th> <th>最大津波高 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>今別町</td><td>8.6m</td></tr> <tr><td>外ヶ浜町</td><td>9.7m</td></tr> <tr><td>中泊町</td><td>22.6m</td></tr> <tr><td>五所川原市</td><td>10.0m</td></tr> <tr><td>つがる市</td><td>11.4m</td></tr> <tr><td>藤ヶ沢町</td><td>12.1m</td></tr> <tr><td>深浦町</td><td>21.7m</td></tr> <tr><td>外ヶ浜町</td><td>2.9m</td></tr> <tr><td>外ヶ浜町</td><td>4.4m</td></tr> <tr><td>青森市</td><td>5.4m</td></tr> <tr><td>平内町</td><td>4.6m</td></tr> <tr><td>監査役町</td><td>2.5m</td></tr> <tr><td>藤沢町</td><td>5.1m</td></tr> <tr><td>むつ市</td><td>5.4m</td></tr> <tr><td>佐井村</td><td>6.5m</td></tr> <tr><td>大館</td><td>10.7m</td></tr> <tr><td>外ヶ浜町</td><td>11.5m</td></tr> <tr><td>むつ市</td><td>12.4m</td></tr> <tr><td>東通村</td><td>15.7m</td></tr> <tr><td>六ヶ所村</td><td>12.7m</td></tr> <tr><td>三沢市</td><td>17.1m</td></tr> <tr><td>おいらせ町</td><td>24.0m</td></tr> <tr><td>八戸市</td><td>26.1m</td></tr> <tr><td>階上町</td><td>21.5m</td></tr> </tbody> </table>	地名	最大津波高 [m]	今別町	8.6m	外ヶ浜町	9.7m	中泊町	22.6m	五所川原市	10.0m	つがる市	11.4m	藤ヶ沢町	12.1m	深浦町	21.7m	外ヶ浜町	2.9m	外ヶ浜町	4.4m	青森市	5.4m	平内町	4.6m	監査役町	2.5m	藤沢町	5.1m	むつ市	5.4m	佐井村	6.5m	大館	10.7m	外ヶ浜町	11.5m	むつ市	12.4m	東通村	15.7m	六ヶ所村	12.7m	三沢市	17.1m	おいらせ町	24.0m	八戸市	26.1m	階上町	21.5m	<p>変更理由</p> <p style="text-align: center;">図の差し替え</p>
地名	最大津波高 [m]																																																			
今別町	8.6m																																																			
外ヶ浜町	9.7m																																																			
中泊町	22.6m																																																			
五所川原市	10.0m																																																			
つがる市	11.4m																																																			
藤ヶ沢町	12.1m																																																			
深浦町	21.7m																																																			
外ヶ浜町	2.9m																																																			
外ヶ浜町	4.4m																																																			
青森市	5.4m																																																			
平内町	4.6m																																																			
監査役町	2.5m																																																			
藤沢町	5.1m																																																			
むつ市	5.4m																																																			
佐井村	6.5m																																																			
大館	10.7m																																																			
外ヶ浜町	11.5m																																																			
むつ市	12.4m																																																			
東通村	15.7m																																																			
六ヶ所村	12.7m																																																			
三沢市	17.1m																																																			
おいらせ町	24.0m																																																			
八戸市	26.1m																																																			
階上町	21.5m																																																			

現 行	変 更 案	変更理由
<p>地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が講じる予防的な施策、措置等は以下のとおりとする。</p> <p>その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。</p> <p>また、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 業務継続性の確保</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>県、市町村、及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。</p> <p>特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p> <p>また、市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災</p>	<p>地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が講じる予防的な施策、措置等は以下のとおりとする。</p> <p>その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。</p> <p>また、「<u>国土強靱化のための5か年加速化対策</u>」による<u>国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ</u>、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。<u>その際、大規模地震後の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 業務継続性の確保</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>県、市町村、及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。</p> <p>特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p> <p>また、市町村は、躊躇なく<u>避難指示</u>等を発令できるよう、平時から災</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P4)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</p> <p>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行う。</p> <p>県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</p> <p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</p> <p>県は、国(経済産業省)、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国(経済産業省)や電気事業者等が主体的、積極的に調整する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 節 青森県防災情報ネットワーク</b></p>	<p>害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</p> <p>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行う。</p> <p>県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</p> <p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</p> <p>県は、国(経済産業省)、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国(経済産業省)や電気事業者等が主体的、積極的に調整する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 節 青森県防災情報ネットワーク</b></p>	<p>(P9)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 青森県総合防災情報システムの活用</b>                      ウ 防災情報の共有化                      (イ) 県民への情報提供                      インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより県民に提供する。                      青森県総合防災情報システムに入力された<u>避難勧告等</u>や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びＬＡアラートにて、住民へ伝達する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 自主防災組織等の確立</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 市町村</b>                      ア 育成強化の方法                      (ア) 地域住民等の自主防災組織</p> <p><b>(3) 自主防災組織</b>                      イ 災害時の活動                      (ウ) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示(<u>緊急</u>)等の伝達、避難誘導</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 防災教育及び防災思想の普及</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p>	<p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 青森県総合防災情報システムの活用</b>                      ウ 防災情報の共有化                      (イ) 県民への情報提供                      インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより県民に提供する。                      青森県総合防災情報システムに入力された<u>避難指示等</u>や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びＬＡアラートにて、住民へ伝達する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 自主防災組織等の確立</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 市町村</b>                      ア 育成強化の方法                      (ア) 地域住民等の自主防災組織  <u>f 防災リーダーの育成等、自助、共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地震、津波災害、防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p><b>(3) 自主防災組織</b>                      イ 災害時の活動                      (ウ) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達、避難誘導</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 防災教育及び防災思想の普及</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P52)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(2) 住民に対する防災思想の普及</b></p> <p>ア 国、県、市町村等防災関係機関は、津波による人的被害を軽減する方策として住民の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示(緊急)等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。</p> <p>(イ) 普及内容</p> <p>a 基礎的な地震・津波災害に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報等発表時や避難指示(緊急)の発令時にとるべき行動</li> <li>・<u>「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること</u></li> <li>・津波の<u>第一波</u>は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、<u>第二波、第三波</u>等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</li> </ul>	<p><b>(2) 住民に対する防災思想の普及</b></p> <p>ア 国、県、市町村等防災関係機関は、津波による人的被害を軽減する方策として住民<u>一人ひとりの</u>避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明及び、<u>自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が避難の妨げになることなどの啓発活動を住民に対して行い、実践的な防災教育を実施するものとする。なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、県全体としての防災意識の向上を推進する。</u></p> <p>(イ) 普及内容</p> <p>a 基礎的な地震・津波災害に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動</li> <li>・津波の<u>第1波</u>は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、<u>第2波、第3波</u>等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</li> <li>・<u>地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、</u></li> </ul>	<p>表現の適正化 (青森地方気象台 修正意見)</p> <p>表現の適正化 (青森地方気象台 修正意見)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所や指定避難所として指定された施設の孤立や被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性</p> <p>b 住民のとるべき措置に関すること</p> <p>・指定避難所等における行動、警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</p> <p>・家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め</p> <p>エ 県及び市町村は、国、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>(ア) 津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、県が津波浸水想定を設定するとともに、市町村が当該浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを作成し、住民等に配布する。</p> <p>(イ)</p> <p><b>(3) 災害教訓の伝承</b></p> <p>国、県、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p><u>津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること</u></p> <p>・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること</u>、指定緊急避難場所や指定避難所として指定された施設の孤立や被災もあり得ることなど、<u>地震・津波に関する想定・予測の不確実性</u></p> <p>b 住民のとるべき措置に関すること</p> <p>・指定避難所等における行動、警報等発表時や避難指示、<u>高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動</p> <p>・家庭内における<u>地震・津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め</u></p> <p>エ 県及び市町村は、国、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>(ア) 津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、県が津波浸水想定を設定するとともに、市町村が当該浸水想定や<u>津波災害警戒区域</u>を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを作成し、住民等に配布する。</p> <p><b>(3) 災害教訓の伝承</b></p> <p>国、県、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。<u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 8 節 防災訓練</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 個別防災訓練の実施</b></p> <p>県、市町村等防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。</p> <p>なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。</p> <p><b>(2) 総合防災訓練の実施</b></p> <p>県及び市町村は、毎年、大規模地震・津波を想定した防災訓練を企画し、防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、<u>青森県総合防災情報システムを活用しながら個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な総合防災訓練を実施する。この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 節 避難対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 8 節 防災訓練</b></p> <p style="text-align: center;"><u>害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 個別防災訓練の実施</b></p> <p>県、市町村等防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、<u>地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。</p> <p><b>(2) 総合防災訓練の実施</b></p> <p>県及び市町村は、毎年、大規模地震・津波を想定した防災訓練を企画し、防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等の<u>多様な主体の参画を得ながら、青森県総合防災情報システムを活用した総合防災訓練を実施する。この際、自主防災組織や要配慮者を含めた住民参加のもとの夜間避難訓練、災害時応援協定締結業者等との通信連絡途絶時の連絡調整訓練、大規模災害を想定した広域避難訓練等、実災害を想定した様々な条件設定に加え、感染症が流行している状況の設定など、実態に即した訓練項目の実施に努める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 節 避難対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p>	<p>防災基本計画による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P71)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P8)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(2) 指定避難所の整備等</b></p> <p>避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、家庭動物の同行避難に留意するものとする。</p> <p><u>また</u>、各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 指定避難所における感染症対策</p> <p>感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、体温計、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。</p> <p><u>また</u>、市町村は、指定避難所における感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。県は、これらの取組に関して必要な支援を行うよう努める。</p> <p>エ 指定避難所の指定</p>	<p><b>(2) 指定避難所の整備等</b></p> <p>避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、家庭動物の同行避難に留意するものとする。<u>特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。</u></p> <p>各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 指定避難所における感染症対策</p> <p>感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、体温計、<u>パーティション</u>、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。</p> <p>市町村は、指定避難所における感染症対策について、<u>避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>また、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。県は、これらの取組に関して必要な支援を行うよう努める。</p> <p>エ 指定避難所の指定</p> <p><u>(キ) 福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入対象者を特定して公示し、受入れを想定していな</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P8)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P16)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P31)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(カ) 感染症発生時等、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること</p> <p>また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること</p> <p><b>(3) 標識の設置等</b> 指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより地域住民等に周知を図り、災害時の速やかな避難に資する対策を講じる。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した<u>避難場所</u>であるかを明示するよう努める。</p> <p><b>(4) 避難路の選定・整備</b> エ 津波や浸水等の危険のない道路とすること</p> <p><b>(7) 避難に関する広報</b> ア 指定避難所等の広報 地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。</p>	<p><u>い避難者が避難してくることがないようにすること</u> また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、<u>要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること</u></p> <p>(ク) 感染症発生時等、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること</p> <p>また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること</p> <p><b>(3) 標識の設置等</b> 指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより地域住民等に周知を図り、災害時の速やかな避難に資する対策を講じる。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した<u>指定緊急避難場所</u>であるかを明示するよう努める。</p> <p><b>(4) 避難路の選定・整備</b> エ 津波や浸水等の危険のない道路とすること また、各地域において、気候や避難路の状況を踏まえた上で、<u>津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離等の関係から、自転車により避難する必要性について検討し、可能な場合は具体的な方策を立てるものとする。</u></p> <p><b>(7) 避難に関する広報</b> ア 指定緊急避難場所等の広報 地域住民に対して、指定<u>緊急避難場所</u>等に関する次の事項について、周知徹底を図る。</p>	<p>(P16)</p> <p>表現の適正化</p> <p>青森県自転車活用推進計画(令和3年3月)の反映</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>イ 避難のための心得の周知徹底</p> <p>地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に、(イ)避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。</p> <p>(ア) 避難準備の知識 (イ) 避難時の心得</p> <p>(ウ) 避難後の心得</p> <p>ウ 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及</p> <p>市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p><b>(8) 市町村の避難計画の策定</b></p>	<p>なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>イ 避難のための心得の周知徹底</p> <p>地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に、(イ)避難時の心得については、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「<u>緊急安全確保</u>」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。</p> <p>(ア) 避難準備の知識 (イ) 避難時の心得</p> <p><u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p>(ウ) 避難後の心得</p> <p>ウ 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及</p> <p>市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。<u>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p><b>(8) 市町村の避難計画の策定</b></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P13)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P7)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P16)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>市町村は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。</p> <p>ア 避難勧告等を発令する基準及び伝達方法</p> <p>イ 避難勧告等を発令する対象区域(町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位)、指定避難所等の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数、避難行動要支援者の状況</p> <p>ケ 自主防災組織等との連携</p> <p>住民の円滑な避難のため、必要に応じて避難所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。</p> <p><b>(9) 広域一時滞在に係る手順等の策定</b></p> <p>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。</p> <p><b>(10) その他</b></p> <p>県及び市町村は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 災害備蓄対策</b></p>	<p>市町村は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。</p> <p>ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法</p> <p>イ 避難指示等を発令する対象区域(町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位)、指定避難所等の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数、避難行動要支援者の状況</p> <p>ケ 自主防災組織等との連携</p> <p>住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難場所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。</p> <p><b>(9) 広域一時滞在に係る手順等の策定</b></p> <p>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び<u>広域一時滞在</u>が可能となるよう、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。</p> <p><b>(10) その他</b></p> <p>県及び市町村は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p><u>県及び保健所設置市の保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局(都道府県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して必要な情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 災害備蓄対策</b></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P54)</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P13)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P13)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 公助による備蓄</b>                      県及び市町村は、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 土砂災害対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(5) 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報</b>                      国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 16 節 都市災害対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(6) 空家等対策</b>                      そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。</p>	<p><b>3 実施内容</b>  <b>(2) 公助による備蓄</b>                      県及び市町村は、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋・<u>感染症対策用品</u>等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 土砂災害対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(5) 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報</b>                      国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の<u>避難指示</u>等の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 16 節 都市災害対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b>  <b>(6) 空家等対策</b>  <u>平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるとともに、</u>そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。</p>	<p>所要の修正</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P42)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P13)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 17 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方 針</b></p> <p>風水害等の災害に備えて地域住民の中でも特に障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人(在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む)等の要配慮者を保護するため、<u>要配慮者利用施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。</u></p> <p>その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 要配慮者利用施設の安全性の確保</b></p> <p>ア <u>要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。</u></p> <p>イ <u>要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。</u></p> <p>ウ <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p> <p>また、<u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 17 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方 針</b></p> <p>風水害等の災害に備えて地域住民の中でも特に障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人(在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む)等の要配慮者を保護するため、<u>要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。</u></p> <p>その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 要配慮者の支援体制の整備等</b></p> <p>ア <u>要配慮者に関する防災知識の普及</u></p> <p>県、市町村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p>イ <u>高齢者の避難行動への理解促進</u></p> <p>県及び市町村は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>ウ <u>要配慮者の支援方策の検討</u></p> <p>県、市町村等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p> <p>エ <u>要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築</u></p>	<p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>県の防災対策の見直しによる(見出しの追加、記載順の見直し)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(2) 要配慮者の支援体制の整備等</b></p> <p>ア 県、市町村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p>イ 市町村は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために</p>	<p>県及び青森県社会福祉協議会等関係団体(青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体)は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム(DCAT)のチーム員の養成を行うものとする。</p> <p>オ <u>指定避難所における連絡体制等の整備</u></p> <p>市町村は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体(電光掲示板等)の活用等に努める。</p> <p>カ <u>応急仮設住宅供給における配慮</u></p> <p>市町村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。</p> <p>キ <u>防災訓練における要配慮者への配慮</u></p> <p>防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の構築につながるよう努める。</p> <p><b>(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び運用</b></p> <p>ア <u>名簿の作成</u></p> <p>市町村は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努める。また、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する</p>	<p>県の防災対策の見直しによる。 ((2)イ、(3)アを合併)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努め、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定する。</p> <p>ウ 県及び市町村は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p><b>(3) 避難行動要支援者に係る情報伝達体制及び避難誘導體制等の整備等</b></p> <p>ア 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。</p> <p>イ 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定め</p>	<p>ために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。</p> <p>イ 関係機関への名簿の提供</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 名簿の定期的な更新及び適切な管理</p> <p>市町村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><b>(3) 個別避難計画の作成及び運用</b></p> <p>ア 計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>イ 計画の定期的な更新及び適切な管理</p> <p>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P17)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P16)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>より、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 市町村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>エ 県、市町村等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p> <p><b>(4) 要配慮者利用施設における支援体制等の整備</b></p>	<p>変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>ウ 関係機関への計画の提供</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</p> <p>エ 計画に係る各種体制の整備</p> <p>市町村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>オ 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮</p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>カ 地区防災計画との整合</p> <p>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p><b>(4) 要配慮者利用施設の安全性の確保等</b></p>	<p>(P16)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P17)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P17)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P17)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P17)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>ア 要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</u></p> <p><u>イ 要配慮者利用施設の管理者は、平時から市町村、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。</u></p> <p><u>ウ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。</u></p> <p><u>エ 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>(5) 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築</b>  <u>県及び青森県社会福祉協議会等関係団体(青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体)は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム(DCAT)のチーム員の養成を行うものとする。</u></p> <p><b>(6) 指定避難所における連絡体制等の整備</b>  <u>市町村は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通</u></p>	<p><u>ア 安全性の確保</u>  <u>要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。</u>  <u>要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。</u></p> <p><u>イ 計画の作成</u>  <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u>  <u>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>ウ 連絡体制の整備</u>  <u>要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</u></p> <p><u>エ 平時からの連携</u>  <u>要配慮者利用施設の管理者は、平時から市町村、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。</u></p> <p><u>オ 防災訓練の実施、指導等</u>  <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘</u></p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体(電光掲示板等)の活用等に努める。</p> <p><b>(7) 応急仮設住宅供給における配慮</b> 市町村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等災害時要援護者に配慮した計画を定めておく。</p> <p><b>(8) 防災訓練における要配慮者への配慮</b> 防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 18 節 防災ボランティア活動対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(5) ボランティア団体間のネットワークの推進</b> 社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市町村及び市町村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 文教対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 関係機関の連携・協力</b> 県、市町村及び社会福祉協議会等関係機関は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図</p>	<p>導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。</p> <p>カ 自治体による定期的な確認 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 18 節 防災ボランティア活動対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(5) ボランティア団体間のネットワークの構築の推進</b> 社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市町村及び市町村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 文教対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 関係機関の連携・協力</b> 県、市町村及び社会福祉協議会等関係機関は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P52)</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、<u>発災時</u>の防災ボランティアとの連携について検討する。</p> <p>特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。</p> <p><b>(2) 防災教育の実施</b></p> <p>ウ 職員に対する防災研修</p> <p>職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の<u>安全管理・防災教育</u>に関する研修を行い、地震・津波災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。</p> <p><b>第 23 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</b></p> <p><b>3 ガス施設</b></p> <p><b>(2) 実施内容</b></p> <p>イ ガス施設の災害予防措置</p> <p>(イ) 緊急操作設備の強化</p> <p>a 製造設備及びガスホルダーには、<u>発災時</u>にガス送出・LP G流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。</p> <p><b>5 電気通信設備</b></p> <p><b>(2) 実施内容</b></p> <p>ウ 通信網の整備</p> <p>電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。</p> <p>オ 大規模災害時の通信確保対策</p> <p>(エ) 災害時には、設備の状況を監視しつつ<u>トラフィック</u>コントロールを行い、重要通信を確保する。</p>	<p>るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、<u>災害時</u>の防災ボランティアとの連携について検討する。</p> <p>特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。</p> <p><b>(2) 防災教育の実施</b></p> <p>ウ 職員に対する防災研修</p> <p>職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等に関する研修を行い、地震・津波災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。</p> <p><b>第 23 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</b></p> <p><b>3 ガス施設</b></p> <p><b>(2) 実施内容</b></p> <p>イ ガス施設の災害予防措置</p> <p>(イ) 緊急操作設備の強化</p> <p>a 製造設備及びガスホルダーには、<u>災害時</u>にガス送出・LP G流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。</p> <p><b>5 電気通信設備</b></p> <p><b>(2) 実施内容</b></p> <p>ウ 通信網の整備</p> <p>電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の確保を図る。</p> <p>オ 大規模災害時の通信確保対策</p> <p>(エ) 災害時には、設備の状況を監視しつつ<u>トラフィック</u>コントロールを行い、重要通信を確保する。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 24 節 危険物施設等対策</b></p> <p><b>3 高圧ガス施設</b>  <b>(2) 実施内容</b>                      ウ 保安教育等                      (ウ) 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した危害予防週間 <u>に基づき</u>、関係者の防災意識の高揚を図る。</p> <p><b>4 火薬類施設</b>  <b>(2) 実施内容</b>                      ウ 保安教育等                      (イ) 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間 <u>に基づき</u>、関係者の防災意識の高揚を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 25 節 複合災害対策</b></p> <p><b>1 方 針</b>                      地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。)の発生可能性を認識し、備えを <u>充実する</u>ものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 24 節 危険物施設等対策</b></p> <p><b>3 高圧ガス施設</b>  <b>(2) 実施内容</b>                      ウ 保安教育等                      (ウ) 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した危害予防週間 <u>を通じ</u>、関係者の防災意識の高揚を図る。</p> <p><b>4 火薬類施設</b>  <b>(2) 実施内容</b>                      ウ 保安教育等                      (イ) 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間 <u>を通じ</u>、関係者の防災意識の高揚を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 25 節 複合災害対策</b></p> <p><b>1 方 針</b>                      地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。)の発生可能性を認識し、備えを <u>充実させる</u>ものとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等は以下のとおりとする。</p> <p>特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 情報の種類と発表基準</b></p> <p>ア 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>(イ) 津波警報等の留意事項等</p> <p>イ 津波情報</p> <p>(イ) 津波情報の留意事項</p> <p>① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</li> </ul> <p>③ 津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波による潮位変化(第<u>一</u>波の到達)が観測されてから最</li> </ul>	<p>地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等は以下のとおりとする。</p> <p><u>なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、県は、被災が予想される市町村長との連携を密にするものとする。</u></p> <p>特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 情報の種類と発表基準</b></p> <p>ア 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>(イ) 津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u></li> <li>・<u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u></li> </ul> <p>イ 津波情報</p> <p>(イ) 津波情報の留意事項</p> <p>① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</li> </ul> <p>③ 津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波による潮位変化(第<u>1</u>波の到達)が観測されてから最大</li> </ul>	<p>災害救助法の改正による。</p> <p>表現の適正化 (青森地方気象台 修正意見)</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由																																																
<p style="text-align: center;">大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</p> <p style="text-align: center;">エ 地震情報</p> <p style="text-align: center;"><b>地震情報の種類、発表基準及び内容</b></p> <table border="1" data-bbox="168 347 974 1137"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報(注)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報(注)</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多数発生した場合等</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多数発生した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多数発生した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多数発生した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	<p style="text-align: center;">波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</p> <p style="text-align: center;">エ 地震情報</p> <table border="1" data-bbox="1086 352 1731 1372"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報(注)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報(注)</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発	<p style="text-align: center;">表の差し替え (青森地方気象台 修正意見)</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																																																
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																
震源に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																																																
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																
各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。																																																
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																																
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。																																																
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。																																																
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多数発生した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多数発生した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																																
地震情報の種類	発表基準	内容																																																
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																																																
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																
各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。																																																
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																																
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発																																																

現 行	変 更 案		変更理由									
<p>(注)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 252 1173 316"></td> <td data-bbox="1173 252 1397 316"></td> <td data-bbox="1397 252 1738 316">生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 316 1173 580">遠地地震に関する情報</td> <td data-bbox="1173 316 1397 580">                     国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等                      ・マグニチュード7.0以上                      ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合                 </td> <td data-bbox="1397 316 1738 580">                     地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。                      日本や国外への津波の影響についても記述して発表。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 580 1173 671">その他の情報</td> <td data-bbox="1173 580 1397 671">                     ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等                 </td> <td data-bbox="1397 580 1738 671">                     顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。                 </td> </tr> </table>			生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	<p>(注)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。  <u>気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</u></p>	<p>表現の適正化 (青森地方気象台修正意見)</p>
		生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載。										
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。										
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。										

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図</p> <p>※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先          注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</p>	<p style="text-align: center;">津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図</p> <p>※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先          注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</p>	<p>変更理由</p> <p>系統図の差し替え (青森地方气象台 修正意見)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>(2) 情報の伝達及び必要な措置</b>                      ア 情報の伝達                      (エ) 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、所属船艇に伝達する。また、必要に応じ所属船艇により港内在泊船舶に伝達するとともに、避難勧告等の措置を講じる。</p> <p><b>(5) 緊急地震速報</b>                      ア 緊急地震速報の発表等                      (注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない<u>場合</u>がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集及び被害等報告</b></p> <p><b>2 実施内容</b>  <b>(1) 情報収集、伝達</b>                      ウ 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階                      (ア) 市町村の措置                      b <u>避難勧告等又は警戒区域の設定状況</u></p> <p><b>(2) 報告の方法及び要領</b>                      イ 要領</p>	<p><b>(2) 情報の伝達及び必要な措置</b>                      ア 情報の伝達                      (エ) 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、所属船艇に伝達する。また、必要に応じ所属船艇により港内在泊船舶に伝達するとともに、<u>港則法に基づく船舶に対する避難勧告等の措置を講じる。</u></p> <p><b>(5) 緊急地震速報</b>                      ア 緊急地震速報の発表等                      (注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない<u>こと</u>がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集及び被害等報告</b></p> <p><b>2 実施内容</b>  <b>(1) 情報収集、伝達</b>                      ウ 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階                      (ア) 市町村の措置                      b <u>避難指示等又は警戒区域の設定状況</u></p> <p><b>(2) 報告の方法及び要領</b>                      イ 要領                      (エ) <u>県への報告を行うに当たっては、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。</u></p>	<p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>所要の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第4節 災害広報・情報提供</b></p> <p><b>2 実施内容</b>  <b>(2) 市町村の広報活動</b>                      (オ) <u>避難勧告</u>等の発令状況</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 県及び市町村等の防災関係機関は、被災地において広報広聴活動を実施する上で、必要に応じ、臨時的に住民相談所を開設するものとする。</p> <p>(2) <u>被災地方公共団体</u>は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、<u>地方公共団体</u>は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、<u>関係地方公共団体</u>、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、国と連携して在日・訪日外国人に対して、<u>防災・気象情報</u>が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 広域応援</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 災害広報・情報提供</b></p> <p><b>2 実施内容</b>  <b>(2) 市町村の広報活動</b>                      (オ) <u>避難指示</u>等の発令状況</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 県及び市町村等の防災関係機関は、被災地において広報広聴活動を実施する上で、必要に応じ、臨時的に住民相談所を開設するものとする。</p> <p>(2) <u>市町村</u>は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、<u>市町村</u>は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、<u>県</u>、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、国と連携して在日・訪日外国人に対して、<u>地震情報</u>が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 広域応援</b></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 県の措置</b></p> <p>ウ 他県等から円滑に応援を受けることができるよう、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>エ 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p><b>(2) 市町村の措置</b></p> <p>イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努め、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保等他の市町村等の受援体制を確立しておく。</p> <p><b>3 他県等への応援</b></p> <p>県外において大規模災害が発生し、人的・物的支援の要請があった場合には、必要に応じて災害マネジメント総括支援員等の派遣を行うほか、応援本部を設置する。応援の体制等は、別に定める青森県災害時応援計画による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 航空機運用</b></p>	<p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 県の措置</b></p> <p>ウ 他県等から円滑に応援を受けることができるよう、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、<u>庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制等</u>について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>エ 訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p><b>(2) 市町村の措置</b></p> <p>イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努め、<u>応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団地からの応援職員等の執務スペースの確保等他の市町村等の受援体制を確立しておく。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><b>3 他県等への応援</b></p> <p>県外において大規模災害が発生し、人的・物的支援の要請があった場合には、必要に応じて災害マネジメント総括支援員等の被災自治体の被災状況やニーズに応じた職員派遣を行うほか、応援本部を設置する。応援の体制等は、別に定める青森県災害時応援計画による。<u>なお、職員の派遣に当たっては、派遣された職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 航空機運用</b></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P11)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P12)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P12)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P21)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>2 航空機の活動内容</b>  <b>(1) ヘリコプター活動</b>            エ 広報活動            (ア) <u>避難勧告</u>等の広報(避難誘導を含む。)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p><b>1 実施責任者</b>  <b>(1) <u>避難勧告</u>等</b></p> <p><b>2 実施内容</b>  <b>(1) <u>避難の勧告等及び報告・通知</u></b>            ア 市町村長            (ア) <u>避難勧告</u>等            どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「<u>避難指示(緊急)</u>」のみを発令する。発令対象とする区域は、津波警報等の種類に応じて異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく。遠地地震の場合、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、当該情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u>の発令を検討する。</p> <p>(イ) 報告            市町村長は、避難のため立退きを<u>勧告</u>し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、警察官又は海上保安官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様とする。</p>	<p><b>2 航空機の活動内容</b>  <b>(1) ヘリコプター活動</b>            エ 広報活動            (ア) <u>避難指示</u>等の広報(避難誘導を含む。)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p><b>1 実施責任者</b>  <b>(1) <u>避難指示</u>等</b></p> <p><b>2 実施内容</b>  <b>(1) <u>避難の指示等及び報告・通知</u></b>            ア 市町村長            (ア) <u>避難指示</u>等            どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「<u>避難指示</u>」のみを発令する。発令対象とする区域は、津波警報等の種類に応じて異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく。遠地地震の場合、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、当該情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>高齢者等避難、避難指示</u>の発令を検討する。</p> <p>(イ) 報告            市町村長は、避難のため立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、警察官又は海上保安官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様とする。</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P54)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>イ 警察官</p> <p>(イ) 災害対策基本法による指示 市町村長により避難指示(緊急)ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。</p> <p><b>(2) 避難勧告等の周知徹底</b> 実施責任者は、<u>避難勧告等</u>を発令したときは、できる限り、避難指示(緊急)の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、放送、広報車、伝達員、Lアラート(災害情報共有システム)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等により、住民に周知徹底する。 なお、<u>避難勧告等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><b>(4) 指定緊急避難場所の開放</b> 市町村長は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始等</u>の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。 なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。</p> <p><b>(5) 指定避難所の開設</b></p> <p>ウ 市町村は、<u>避難勧告等</u>が決定されたとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに各指定避難所を開設する。</p> <p>エ 避難者の受入に当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。</p>	<p>イ 警察官</p> <p>(イ) 災害対策基本法による指示 市町村長により避難指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。</p> <p><b>(2) 避難指示等の周知徹底</b> 実施責任者は、<u>避難指示等</u>を発令したときは、できる限り、<u>避難指示等</u>の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、放送、広報車、伝達員、Lアラート(災害情報共有システム)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等により、住民に周知徹底する。 なお、<u>避難指示等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><b>(4) 指定緊急避難場所の開放</b> 市町村長は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、<u>高齢者等避難等</u>の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。 なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。</p> <p><b>(5) 指定避難所の開設</b></p> <p>ウ 市町村は、<u>避難指示等</u>が決定されたとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに各指定避難所を開設する。<u>また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p>エ 避難者の受入れに当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。<u>必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P54)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P31)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P31)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>オ 要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>カ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p><b>3 応援協力関係</b></p>	<p><u>の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。</u></p> <p>オ 要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>カ 被災地において<u>新型コロナウイルス感染症等を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p><b>3 応援協力関係</b></p> <p>(4) <u>市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>(5) <u>県は、市町村から県外の市町村への広域避難に係る協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p>(6) <u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(7) <u>県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(8) <u>県、市町村及び事業者は、広域避難に当たっては、避難者の</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P32)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P33)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(4) 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他の市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(5) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言する。</p> <p>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、<u>発災時の具体的な避難・受入方法</u>を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(6) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市町村は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。</p> <p>(7) 県は、指定避難所等において、段ボールベッド等の資機材の供給の必要があると認めた場合、災害時応援協定に基づき、関係団体に対し協力を要請する。</p> <p>(8) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 消防</b></p>	<p><u>ニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ適切な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>(9) 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他の市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(10) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言する。</p> <p>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び<u>広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力的体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>(11) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市町村は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。</p> <p>(12) 県は、指定避難所等において、段ボールベッドや<u>大型テント</u>等の資機材の供給の必要があると認めた場合、災害時応援協定に基づき、関係団体に対し協力を要請する。</p> <p>(13) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 消防</b></p>	<p>県の防災対策の見直しによる(災害時応援協定の締結に伴う所要の修正)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>2 実施内容</b>  <b>(1) 出火防止、初期消火</b>                      火災による被害を防止し、又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、<u>地震発生直後</u>からあらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 食料供給</b></p> <p><b>2 実施内容</b>  <b>(5) 炊き出し及びその他の食品の配分</b>                      イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進委員会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 応急住宅供給</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p>	<p><b>2 実施内容</b>  <b>(1) 出火防止、初期消火</b>                      火災による被害を防止し、又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、<u>日頃</u>からあらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 節 食料供給</b></p> <p><b>2 実施内容</b>  <b>(5) 炊き出し及びその他の食品の配分</b>                      イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進員<u>協議会</u>、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 14 節 応急住宅供給</b></p> <p><b>2 実施内容</b>  <b>(1) 既存住宅ストックの活用</b>  <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正 (R3.5) による。(P32)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(1) 応急仮設住宅の建設及び供与</p> <p>(2) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>(3) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用</p> <p>(4) 住宅の応急修理</p> <p>(5) 建築資材の調達及び建築技術者の確保</p> <p style="text-align: center;"><b>第 15 節 遺体の捜索、処理、埋火葬</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(2) <b>遺体の処理</b></p> <p>(エ) 遺体の一時保存</p> <p>大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市町村は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保存が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。</p> <p>市町村は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保存するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 輸送対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(3) <b>輸送の方法</b></p> <p>ウ 船舶による輸送</p> <p>陸上交通が途絶した場合、又は船舶による輸送が適切な場合は、船舶、舟艇等による輸送を行う。災害時における海上輸</p>	<p>(2) 応急仮設住宅の建設及び供与</p> <p>(3) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用</p> <p>(5) 住宅の応急修理</p> <p>(6) 建築資材の調達及び建築技術者の確保</p> <p style="text-align: center;"><b>第 15 節 遺体の捜索、処理、埋火葬</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(2) <b>遺体の処理</b></p> <p>(エ) 遺体の一時保管</p> <p>大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市町村は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。</p> <p>市町村は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 20 節 輸送対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(3) <b>輸送の方法</b></p> <p>ウ 船舶による輸送</p> <p>陸上交通が途絶した場合、又は船舶による輸送が適切な場合は、船舶、舟艇等による輸送を行う。災害時における海上輸</p>	<p style="text-align: center;">表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>送の拠点として青森港及び八戸港の耐震強化岸壁を積極的に活用する。</p> <p>また、青森港、八戸港及び大湊港において震災時の防災機能の強化を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 防災ボランティアセンターの設置</b></p> <p>(カ) 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。</p> <p>(キ) <u>指定避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。</u></p> <p><b>(2) 防災ボランティア情報センターの設置</b></p> <p>ア 情報センターの役割</p> <p>(ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況等について、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状</p>	<p>送の拠点として青森港及び八戸港の耐震強化岸壁を積極的に活用する。</p> <p>また、青森港、八戸港及び大湊港において震災時の防災機能の強化を図る。</p> <p><u>本県と北海道の間における人員や資機材、物資、避難者等の輸送等に当たっては、「災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定」に基づき、事業者に応援を要請する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 防災ボランティアセンターの設置</b></p> <p>(カ) <u>防災ボランティア活動用資材や食料等(炊き出しを含む)の調達を行う。</u></p> <p>(キ) <u>防災ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。</u></p> <p>エ その他</p> <p><u>災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。</u></p> <p><b>(2) 防災ボランティア情報センターの設置</b></p> <p>ア 情報センターの役割</p> <p>(ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況等について、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p>	<p>県の防災対策の見直しによる(災害時応援協定の締結に伴う所要の修正)</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>県の防災対策の</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともにボランティアの生活環境について配慮するものとする。</u></p> <p><b>3 応援協力関係</b>                      (4) 県及び市町村等の関係機関は、<u>自発性</u>に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、<u>連携・協力</u>する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 27 節 文教対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b>                      (4) <b>学用品の調達及び給与</b>                      ア 給与対象者                      災害により住家が全壊(焼)、半壊(焼)、<u>流出</u>又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。)、中学校生徒(義務教育学校の</p>	<p><u>ウ その他</u>  <u>災害時において、情報センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜情報センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。</u></p> <p><b>3 応援協力関係</b>                      (4) 県及び市町村等の関係機関は、<u>自主性</u>に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、<u>支援力を向上させる。また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。</u></p> <p><b>4 その他</b>  <u>ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の person 費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 27 節 文教対策</b></p> <p><b>2 実施内容</b>                      (4) <b>学用品の調達及び給与</b>                      ア 給与対象者                      災害により住家が全壊(焼)、半壊(焼)、<u>流失</u>又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。)、中学校生徒(義務教育学校の</p>	<p>見直しによる</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P2)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P37)</p> <p>表現の適正化</p>

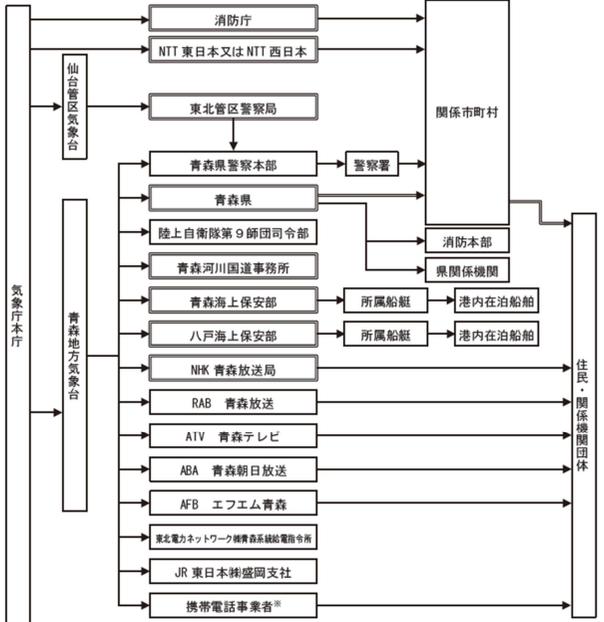
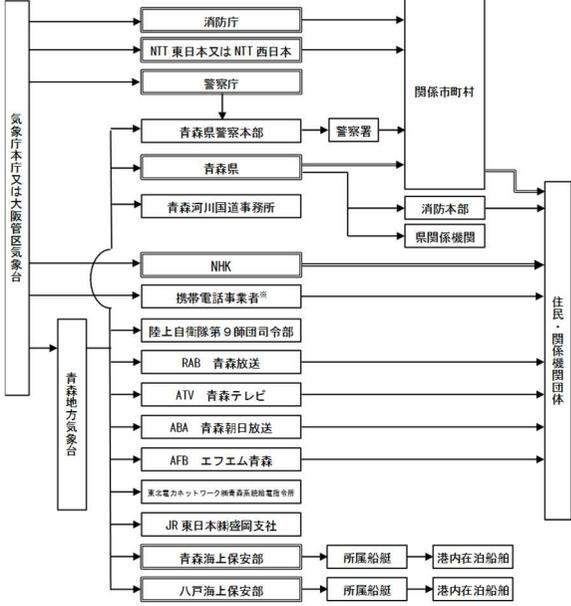
現 行	変 更 案	変更理由
<p>後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 29 節 交通対策</b></p> <p><b>2 海上交通</b>  <b>(2) 実施内容</b>                  ア 船舶の避難                  第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、災害により、在港船舶が港湾施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合、これらの危害を防ぐため港湾管理者、県警察、漁業協同組合、その他海運業者と連携を密にし、在港船舶に対し、河川又は港外の安全な場所へ避難するよう勧告、指示する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 32 節 危険物施設等災害応急対策</b></p> <p><b>5 放射性同位元素使用施設</b>  <b>(2) 実施内容</b>                  ア 放射性同位元素使用施設の管理者                  (ア) 災害の発生について速やかに<u>文部科学省</u>、原子力規制委員会、警察署、市町村(消防機関)に連絡する。</p>	<p>後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 29 節 交通対策</b></p> <p><b>2 海上交通</b>  <b>(2) 実施内容</b>                  ア 船舶の避難                  第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、災害により、在港船舶が港湾施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合、これらの危害を防ぐため港湾管理者、県警察、漁業協同組合、その他海運業者と連携を密にし、在港船舶に対し、河川又は港外の安全な場所へ避難するよう<u>港則法に基づき</u>勧告、指示する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 32 節 危険物施設等災害応急対策</b></p> <p><b>5 放射性同位元素使用施設</b>  <b>(2) 実施内容</b>                  ア 放射性同位元素使用施設の管理者                  (ア) 災害の発生について速やかに原子力規制委員会、警察署、<u>及び火災の場合は</u>市町村(消防機関)に連絡する。</p>	<p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>所要の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 公共施設災害復旧</b></p> <p><b>2 大規模災害における対応</b></p> <p>(5) 県は、指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、必要に応じて国による権限代行に基づく支援を要請する。</p> <p><b>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</b></p> <p>災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。</p> <p><b>5 生活再建の支援（国、県、市町村）</b></p> <p>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 公共施設災害復旧</b></p> <p><b>2 大規模災害における対応</b></p> <p><u>(5) 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>(6) 県は、指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、必要に応じて国による権限代行に基づく支援を要請する。</p> <p><b>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</b></p> <p>災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。</p> <p><u>国、県及び市町村は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。</u></p> <p><b>5 生活再建の支援（国、県、市町村）</b></p> <p>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。</p> <p><u>被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P38)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P39)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P39)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。</p> <p><b>6 義援物資、義援金の受入れ（市町村）</b>  <b>(2) 義援金の受入れ、配分（県健康福祉部、市町村）</b>                  県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受入れし、<u>県は配分委員会を組織し、協議の上、市町村を通じて被災者に配分する。</u>また、市町村で受け入れた義援金は適切に保管し、各市町村の配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。</p>	<p>被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。</p> <p><b>6 義援物資、義援金の受入れ（市町村）</b>  <b>(2) 義援金の受入れ、配分（県健康福祉部、市町村）</b>                  県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県が受け入れたものについては、<u>県が配分委員会を組織し、協議の上、市町村を通じて被災者に配分する。</u>また、市町村で受け入れた義援金は市町村が適切に保管し、各市町村の配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。</p>	<p>県の防災対策の見直しによる。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 総則</b></p> <p><b>3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</b></p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県</p> <p>    (ク) <u>避難勧告等</u>に関すること</p> <p>(2) 市町村</p> <p>ア 市町村</p> <p>    (ク) <u>避難勧告等</u>に関すること</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <p>セ 東北地方環境事務所</p> <p>ソ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)</p> <p>    (ア) 海難救助、海上消防、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 節 地震発生時の応急対策等</b></p> <p><b>1 地震発生時の応急対策</b></p> <p>(1) 情報の収集伝達における役割</p> <p>イ 津波情報</p> <p>(イ) 津波情報の留意事項</p> <p>    ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>        ・津波の高さは、<u>一般的に</u>地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</p> <p>    ③ 津波観測に関する情報</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 総則</b></p> <p><b>3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</b></p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県</p> <p>    (ク) <u>避難指示等</u>に関すること</p> <p>(2) 市町村</p> <p>ア 市町村</p> <p>    (ク) <u>避難指示等</u>に関すること</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <p>セ 東北地方環境事務所</p> <p>    (オ) <u>家庭動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること</u></p> <p>ソ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)</p> <p>    (ア) 海難救助、海上消防、<u>港則法に基づく</u>避難の勧告・指示及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 節 地震発生時の応急対策等</b></p> <p><b>1 地震発生時の応急対策</b></p> <p>(1) 情報の収集伝達における役割</p> <p>イ 津波情報</p> <p>(イ) 津波情報の留意事項</p> <p>    ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>        ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</p> <p>    ③ 津波観測に関する情報</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>所要の修正</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由																																																						
<p>・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</p> <p>エ 地震情報</p> <p>(ア) 地震情報の種類、発表基準及び内容</p>	<p>・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</p> <p>エ 地震情報</p> <p>(ア) 地震情報の種類、発表基準及び内容</p>	<p>表現の適正化</p>																																																						
<b>地震情報の種類、発表基準及び内容</b>																																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報(注)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報(注)</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 ・津波警報または注意報を発表した場合等は発表しない<sup>①</sup></td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報(注)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報(注)</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 ・津波警報または注意報を発表した場合等は発表しない <sup>①</sup>	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	
地震情報の種類	発表基準	内 容																																																						
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																						
震源に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																																																						
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																						
各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。																																																						
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																																						
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。																																																						
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																																																						
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																																						
地震情報の種類	発表基準	内 容																																																						
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																						
震源に関する情報	・震度3以上 ・津波警報または注意報を発表した場合等は発表しない <sup>①</sup>	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																																																						
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																						
各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。																																																						
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																																						
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。																																																						
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																																																						
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																																						

現 行	変 更 案	変更理由
<p>オ 情報の伝達及び必要な措置</p> <p>(ア) 情報の伝達</p> <p>d 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、所属船艇に伝達する。また、必要に応じ所属船艇により港内在泊船舶に伝達するとともに、避難勧告等の措置を講じる。</p> <p>(イ) 必要な措置</p> <p>c 市町村長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、防災行政無線(同報無線)、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう<u>勧告又は指示</u>する。</p>  <p>※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</p>	<p>オ 情報の伝達及び必要な措置</p> <p>(ア) 情報の伝達</p> <p>d 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、所属船艇に伝達する。また、必要に応じ所属船艇により港内在泊船舶に伝達するとともに、<u>港則法に基づく</u>避難勧告等の措置を講じる。</p> <p>(イ) 必要な措置</p> <p>c 市町村長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、防災行政無線(同報無線)、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。</p>  <p>※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</p>	<p>県の防災対策の見直しによる。</p> <p>情報伝達系統図の差し替え</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</b></p> <p><b>1 県職員に対する教育及び広報</b>                      (2) 地震・津波に関する一般的な知識                      ウ 津波の<u>第一波</u>が必ずしも最大のものではないこと</p> <p><b>2 住民等に対する教育及び広報</b>                      (2) 地震・津波に関する一般的な知識                      ウ 津波の<u>第一波</u>が必ずしも最大のものではないこと</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</b></p> <p><b>1 県職員に対する教育及び広報</b>                      (2) 地震・津波に関する一般的な知識                      ウ 津波の<u>第1波</u>が必ずしも最大のものではないこと</p> <p><b>2 住民等に対する教育及び広報</b>                      (2) 地震・津波に関する一般的な知識                      ウ 津波の<u>第1波</u>が必ずしも最大のものではないこと</p>	<p>表現の適正化</p>

火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の活火山</p> <p>第8節 火山災害の想定</p> <p><b>第2章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第6節 火山防災協議会</p> <p><b>第3章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究及び監視観測の推進</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 火山地域における土砂災害対策事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の活火山</p> <p>第8節 火山災害の想定</p> <p><b>第2章 防災組織</b></p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第6節 火山防災協議会</p> <p><b>第3章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 調査研究及び監視観測の推進</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 火山地域における土砂災害対策事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p>	

火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第10節 避難対策                      第11節 登山者・観光客等の安全確保対策                      第12節 災害備蓄対策                      第13節 要配慮者安全確保対策                      第14節 防災ボランティア活動対策                      第15節 文教対策                      第16節 警備対策                      第17節 交通施設対策                      第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策                      第19節 複合災害対策</p> <p><b>第4章 災害応急対策計画</b>                      第1節 噴火警報等の発表及び伝達                      第2節 情報収集及び被害等報告                      第3節 通信連絡                      第4節 災害広報・情報提供                      第5節 自衛隊災害派遣要請                      第6節 広域応援                      第7節 航空機運用                      第8節 避難                      第9節 消防                      第10節 救出                      第11節 食料供給                      第12節 給水                      第13節 応急住宅供給                      第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬                      第15節 障害物除去                      第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与                      第17節 医療、助産及び保健                      第18節 被災動物対策</p>	<p>第10節 避難対策                      第11節 登山者・観光客等の安全確保対策                      第12節 災害備蓄対策                      第13節 要配慮者安全確保対策                      第14節 防災ボランティア活動対策                      第15節 文教対策                      第16節 警備対策                      第17節 交通施設対策                      第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策                      第19節 複合災害対策</p> <p><b>第4章 災害応急対策計画</b>                      第1節 噴火警報等の発表及び伝達                      第2節 情報収集及び被害等報告                      第3節 通信連絡                      第4節 災害広報・情報提供                      第5節 自衛隊災害派遣要請                      第6節 広域応援                      第7節 航空機運用                      第8節 避難                      第9節 消防                      第10節 救出                      第11節 食料供給                      第12節 給水                      第13節 応急住宅供給                      第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬                      第15節 障害物除去                      第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与                      第17節 医療、助産及び保健                      第18節 被災動物対策</p>	

火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第19節 輸送対策                      第20節 労務供給                      第21節 防災ボランティア受入・支援対策                      第22節 防疫                      第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止                      第24節 金融機関対策                      第25節 文教対策                      第26節 警備対策                      第27節 交通対策                      第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策                      第29節 石油燃料供給対策</p> <p><b>第5章 災害復旧対策計画</b>                      第1節 公共施設災害復旧                      第2節 民生安定のための金融対策                      第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p><b>第6章 継続災害への対応方針</b>                      第1節 避難及び安全確保対策                      第2節 避難勧告等の解除及び一時立入等の対応                      第3節 被災者の生活支援対策</p>	<p>第19節 輸送対策                      第20節 労務供給                      第21節 防災ボランティア受入・支援対策                      第22節 防疫                      第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止                      第24節 金融機関対策                      第25節 文教対策                      第26節 警備対策                      第27節 交通対策                      第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策                      第29節 石油燃料供給対策</p> <p><b>第5章 災害復旧対策計画</b>                      第1節 公共施設災害復旧                      第2節 民生安定のための金融対策                      第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p><b>第6章 継続災害への対応方針</b>                      第1節 避難及び安全確保対策                      第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応                      第3節 被災者の生活支援対策</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第6節 火山防災協議会</b></p> <p><b>1 火山防災協議会の設置</b></p> <p>国(内閣府)は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定するものとする。</p> <p>県及び市町村は、警戒地域の指定があったときは、火山防災協議会を組織するものとする。火山防災協議会は、知事及び市町村長、気象台、地方整備等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えるものとする。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会(コアグループ等)を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備するものとする。</p> <p><b>3 警戒地域の指定に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項等</b></p> <p>(1) 市町村は、警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示(緊急)等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 火山防災協議会</b></p> <p><b>1 火山防災協議会の設置</b></p> <p>国(内閣府)は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定するものとする。</p> <p>県及び市町村は、警戒地域の指定があったときは、火山防災協議会を組織するものとする。火山防災協議会は、知事及び市町村長、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えるものとする。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会(コアグループ等)を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備するものとする。</p> <p><b>3 警戒地域の指定に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項等</b></p> <p>(1) 市町村は、警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</p>	<p>所要の修正</p> <p>防災基本計画の修正による。</p>

<p>火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が講じる予防的な施策、措置等は以下のとおりとする。</p> <p><u>その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。</u></p> <p>また、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 避難対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(2) 指定避難所の指定</b></p> <p>指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される火山災害等を踏まえ、噴火警戒レベルに応じ、使用を想定する施設等を火山避難計画において定める。</p> <p>施設の指定にあたっては、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する必要がある。</p>	<p>火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が講じる予防的な施策、措置等は以下のとおりとする。</p> <p>また、「<u>防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策</u>」による<u>国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ</u>、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 節 避難対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(2) 指定避難所の指定</b></p> <p>指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される火山災害、感染症対策等を踏まえ、噴火警戒レベルに応じ、使用を想定する施設等を火山避難計画において定める。</p> <p>施設の指定にあたっては、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。<u>指定避難所の場所、受入人数等については、平時から住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u>また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する必要がある。</p> <p><u>カ 福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P4)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P14)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P14)</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。(P14)</p>
--	---	--

<p>カ 感染症発生時等、指定避難所の<u>収容人員</u>に制限が必要な場合等において、避難者の<u>受け入れ</u>が困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること</p> <p>また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 節 登山者・観光客等の安全確保対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>ア 県及び市町村は、退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また、予想される噴火、降灰(礫)、溶岩、<u>有毒ガス</u>、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定するよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>火山災害に備えて地域住民の中でも特に障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を保護するため、<u>要配慮者利用施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等</u>を行うものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p><u>受入対象者を特定して公示し、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないようにすること</u></p> <p><u>また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること</u></p> <p>キ 感染症発生時等、指定避難所の<u>受入人員</u>に制限が必要な場合等において、避難者の<u>受け入れ</u>が困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること</p> <p>また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 節 登山者・観光客等の安全確保対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>ア 県及び市町村は、退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また、予想される噴火、降灰(礫)、溶岩、<u>火山ガス</u>、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定するよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 節 要配慮者安全確保対策</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p>火山災害に備えて地域住民の中でも特に障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を保護するため、<u>要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等</u>を行うものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>正(R3.5)による。(P15)</p> <p>所要の修正</p> <p>県の防災対策の見直しによる。</p>
--	--	--

現 行	変 更 案	変更理由
<p>火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等は以下のとおりとする。</p> <p>特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 噴火警報等の発表及び伝達</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 噴火警報等の発表及び伝達</b></p> <p>ア 噴火警報等の発表</p> <p>ウ) 噴火警報等の概要</p> <p>    b 噴火予報</p> <p>        <u>仙台管区気象台が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。</u></p> <p>    c 噴火警戒レベル</p> <p>        仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し噴火予報・警報に付して発表する。</p> <p>        活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から<u>噴火時の避難について共同で検討を実施する。</u></p>	<p>火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等は以下のとおりとする。</p> <p><u>なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、県は、被災が予想される市町村長との連携を密にするものとする。</u></p> <p>特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 噴火警報等の発表及び伝達</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 噴火警報等の発表及び伝達</b></p> <p>ア 噴火警報等の発表</p> <p>ウ) 噴火警報等の概要</p> <p>    b 噴火予報</p> <p>        <u>仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</u></p> <p>    c 噴火警戒レベル</p> <p>        仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し噴火予報・警報に付して発表する。</p> <p>        活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、<u>噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。</u></p>	<p>災害救助法の改正による。</p> <p>記述の適正化 (仙台管区気象台修正意見)</p> <p>記述の適正化 (仙台管区気象台)</p>

火山災害対策編 第4章 災害応急対策計画

現 行	変 更 案	変更理由
<p>噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。青森県の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。</p>	<p>噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。青森県の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。</p>	<p>修正意見)</p>

現 行		変 更 案		変更理由		
噴火警戒レベルが運用されている火山(岩木山、八甲田山)		噴火警戒レベルが運用されている火山(岩木山、八甲田山)		表の差し替え		
<b>岩木山 噴火警戒レベル表</b>		<b>岩木山 噴火警戒レベル表</b>				
種別	名称	対象範囲 (キーワード)	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが発生、あるいは切迫している ・噴火の規模や位置が特定できない場合に、融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性はある  【過去事例】 該当事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。  要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージを伴う噴火が予想される  【過去事例】 該当事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。  状況に応じて要配慮者の避難準備、特定地域の避難等が必要。	・マグマ噴火の発生が予想される ・融雪型火山泥流および火砕流・火砕サージが予想されない噴火の発生  【過去事例】 1600年の噴火：噴石、火砕流、泥流 1618年の噴火：降灰 1782冬～83年春の噴火：噴煙、噴石、火口列生成  1845年の噴火：噴煙・硫黄湧出 1863年の噴火：噴石
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。  状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	・水蒸気噴火の発生が予想される  【過去事例】 1978年の活動：赤倉沢で噴気活発化
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火口内での少量の噴気・火山ガス等の発生
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが発生、あるいは切迫している ・噴火の規模や位置が特定できない場合に、融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性はある  【過去事例】 該当事例なし
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージを伴う噴火が予想される  【過去事例】 該当事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。  状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備、特定地域の避難等が必要。	・マグマ噴火の発生が予想される ・融雪型火山泥流および火砕流・火砕サージが予想されない噴火の発生  【過去事例】 1600年の噴火：噴石、火砕流、泥流 1618年の噴火：降灰 1782冬～83年春の噴火：噴煙、噴石、火口列生成  1845年の噴火：噴煙・硫黄湧出 1863年の噴火：噴石
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。  状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	・水蒸気噴火の発生が予想される  【過去事例】 1978年の活動：赤倉沢で噴気活発化
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火口内での少量の噴気・火山ガス等の発生

注1) 特定地域とは、警戒範囲に隣接している弘前市常盤野町会を指す。噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある区域では、早期避難等が必要。  
注2) 火口とは、岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画で想定された火口をいう。

注1) 特定地域とは、警戒範囲に隣接している弘前市常盤野町会を指す。噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある区域では、早期避難等が必要。  
注2) 火口とは、岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画で想定された火口をいう。

現 行		変 更 案		変更理由	
<b>八甲田山 噴火警戒レベル表</b>		<b>八甲田山 噴火警戒レベル表</b>		表の差し替え	
種別	名称 対象範囲 (キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応		想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報(居住地域及びそれより火口側)	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 大岳火口 約4800年前の噴火、約4200年前の噴火、約3100年の噴火
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・融雪型火山泥流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 該当事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報(火口から居住地域近くまで)	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。住民は通常の生活。	・大岳火口から、大きな噴石と溶岩流が概ね3km、火砕流・火砕サージが概ね6kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 ・大岳火口から、大きな噴石が概ね3km、溶岩流が概ね2km、火砕流・火砕サージが概ね5kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 ・積雪期は、大岳火口から概ね6kmの範囲内に融雪型火山泥流が到達、またはその可能性 【過去事例】 1世紀頃の噴火
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入り規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。住民は通常の生活。	・大岳火口から、大きな噴石が概ね2kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 【過去事例】 該当事例なし ・地獄沼火口から、大きな噴石が概ね1kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 【過去事例】 地獄沼火口 13～14世紀の噴火 15～17世紀の噴火(2回)
		1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入り規制、特定地域の避難等が必要	・火山活動は静穏 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等が噴出する可能性
予報	噴火予報(火口内等)	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入り規制、特定地域の避難等が必要	・火山活動は静穏 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等が噴出する可能性
<p>※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。</p> <p>※特定地域とは八甲田山の想定火口に近い所に位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。早期に避難等の対応が必要になることがある。</p> <p>※火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口の両方の火口からの噴火を想定して噴火警報を発表する。</p>		<p>※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。</p> <p>※特定地域とは八甲田山の想定火口に近い所に位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。早期に避難等の対応が必要になることがある。</p> <p>※火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口の両方の火口からの噴火を想定して噴火警報を発表する。</p>			



現行	変更案	変更理由
<p><b>伝達系統図</b></p> <p>The diagram shows the 'Current' communication system. It starts with the '仙台管区気象台' (Sendai District Meteorological Office) on the left. It branches into two main paths. The upper path goes through '青森地方気象台' (Aomori District Meteorological Office) to '消防庁' (Fire Agency), 'NTT 東日本又は NTT 西日本' (NTT Tohoku or West Japan), and '青森県' (Aomori Prefecture). From '消防庁', 'NTT', and '青森県', the signal goes to '市町村' (Municipalities/Towns/Villages), which then connects to '関係機関' (Related Agencies). From '青森県', the signal goes to '消防本部' (Prefectural Fire Department), '地域県民局' (Regional Citizens Bureau), '県関係各課' (Prefectural Divisions), and '火山防災協議会構成機関' (Volcano Disaster Prevention Agreement Constituent Organizations). The lower path goes through '青森地方気象台' to various media and emergency services: '青森海上保安部' (Aomori Maritime Security Agency), '八戸海上保安部' (Hachinohe Maritime Security Agency), 'NHK 青森放送局' (NHK Aomori Broadcasting Station), '青森河川国道事務所' (Aomori River National Highway Office), 'RAB 青森放送' (RAB Aomori Broadcasting), 'ATV 青森テレビ' (ATV Aomori TV), 'ABA 青森朝日放送' (ABA Aomori Asahi Broadcasting), 'AFB エフエム青森' (AFB FM Aomori), '東北電力ネットワーク青森系統給電指令所' (Tohoku Electric Network Aomori System Power Control Center), 'JR 東日本盛岡支社' (JR East Tohoku Morioka Branch), '陸上自衛隊第9師団司令部' (9th Division Headquarters), and '携帯電話事業者*' (Mobile Phone Carriers). These all connect to '住民・観光客・登山者等' (Residents, Tourists, Hikers, etc.). The bottom path goes from '東北管区警察局' (Tohoku District Police Office) to '青森県警察本部' (Aomori Prefecture Police Department) and then to '警察署' (Police Station).</p>	<p><b>伝達系統図</b></p> <p>The diagram shows the 'Proposed' communication system. It starts with the '仙台管区気象台' (Sendai District Meteorological Office) on the left. It branches into two main paths. The upper path goes through '青森地方気象台' (Aomori District Meteorological Office) to '消防庁' (Fire Agency), 'NTT 東日本又は NTT 西日本' (NTT Tohoku or West Japan), and '青森県' (Aomori Prefecture). From '消防庁', 'NTT', and '青森県', the signal goes to '市町村' (Municipalities/Towns/Villages), which then connects to '関係機関' (Related Agencies). From '青森県', the signal goes to '消防本部' (Prefectural Fire Department), '地域県民局' (Regional Citizens Bureau), '県関係各課' (Prefectural Divisions), and '火山防災協議会構成機関' (Volcano Disaster Prevention Agreement Constituent Organizations). The lower path goes through '青森地方気象台' to various media and emergency services: '青森海上保安部' (Aomori Maritime Security Agency), '八戸海上保安部' (Hachinohe Maritime Security Agency), 'NHK 青森放送局' (NHK Aomori Broadcasting Station), '青森河川国道事務所' (Aomori River National Highway Office), 'RAB 青森放送' (RAB Aomori Broadcasting), 'ATV 青森テレビ' (ATV Aomori TV), 'ABA 青森朝日放送' (ABA Aomori Asahi Broadcasting), 'AFB エフエム青森' (AFB FM Aomori), '東北電力ネットワーク青森系統給電指令所' (Tohoku Electric Network Aomori System Power Control Center), 'JR 東日本盛岡支社' (JR East Tohoku Morioka Branch), '陸上自衛隊第9師団司令部' (9th Division Headquarters), and '携帯電話事業者*' (Mobile Phone Carriers). These all connect to '住民・観光客・登山者等' (Residents, Tourists, Hikers, etc.). The bottom path goes from '警察庁' (National Police Agency) to '青森県警察本部' (Aomori Prefecture Police Department) and then to '警察署' (Police Station).</p>	<p>系統図の差し替え</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 避難勧告等及び報告・通知</b></p> <p>ア 市町村長</p> <p>(ア) 避難勧告等</p> <p>噴火警報等の発表及び伝達、異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民等に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の勧告、指示を行う。</p> <p>避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難勧告等判断基準等を明確化しておく。</p> <p>住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討し、火山避難計画に定める噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難勧告等の発令基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難勧告を行うほか、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。</p> <p>また、県は、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(イ) 報告</p> <p>市町村長は、避難のため立退きを勧告し、若しくは指示</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 避難</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 避難指示等及び報告・通知</b></p> <p>ア 市町村長</p> <p>(ア) 避難指示等</p> <p>噴火警報等の発表及び伝達、異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民等に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の指示を行う。</p> <p>避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難指示等の判断基準等を明確化しておく。</p> <p>住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討し、火山避難計画に定める噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が十分な余裕をもって避難できるよう早めの段階で高齢者等避難を発令し、早期避難を求めるとともに、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。</p> <p>また、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(イ) 報告</p> <p>市町村長は、避難のため立退きを指示し、又は立退き先</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様とする。</p> <p>イ 警察官                      (イ) 災害対策基本法による指示                      市町村長により避難指示(緊急)ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。</p> <p><b>(2) 避難勧告等の周知徹底</b>                      風水害等災害対策編第4章第8節2(2)「<u>避難勧告等の周知徹底</u>」参照</p> <p><b>(8) 広域避難</b>                      市町村は、火山現象の影響範囲によって、同市町村内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、火山避難計画に定めるところにより、広域避難を実施する。                      県は、避難先市町村と協議し、広域避難者の受入等に係る協議を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 21 節 防災ボランティア受入・支援対策</b></p> <p>火山災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な<u>受け入れ</u>体制を確立するものとする。</p>	<p>を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様とする。</p> <p>イ 警察官                      (イ) 災害対策基本法による指示                      市町村長により避難指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。</p> <p><b>(2) 避難指示等の周知徹底</b>                      風水害等災害対策編第4章第8節2(2)「<u>避難指示等の周知徹底</u>」参照</p> <p><b>(8) 広域避難</b>                      市町村は、火山現象の影響範囲によって、同市町村内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の<u>受入れ</u>が困難と判断した場合、火山避難計画に定めるところにより、広域避難を実施する。                      県は、避難先市町村と協議し、広域避難者の<u>受入れ</u>等に係る協議を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 21 節 防災ボランティア受入・支援対策</b></p> <p>火山災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な<u>受入</u>体制を確立するものとする。</p> <p><b>4 その他</b>                      風水害等災害対策編第4章第 22 節4「<u>その他</u>」参照</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>所要の</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><b>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</b></p> <p>災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。</p>	<p><b>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</b></p> <p>災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。</p> <p><u>国、県及び市町村は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。 (P39)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 避難及び安全確保対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 土砂災害への対応</b></p> <p>イ 県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、市町村に対して、立入規制の実施や<u>避難勧告</u>等の発令について助言する。</p> <p>ウ 市町村は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や<u>避難勧告</u>等の発令を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 避難勧告等の解除及び一時立入等の対応</b></p> <p><b>1 方 針</b></p> <p>火山活動は小康状態となった後も再び活発化する恐れがあり、二次災害の危険があることから、<u>避難勧告</u>等の解除にあたっては慎重を期するとともに、住民の生活再建に資するよう、火山活動の状況に留意し、警戒区域への一時立入等を行う。</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 避難勧告等の解除について</b></p> <p>ア 市町村は、<u>避難勧告</u>等の解除を判断・決定するにあたり、火山防災協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。<u>避難勧告</u>等解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、<u>避難勧告</u>等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を対象とした説明会等を開催する。</p> <p>イ 県は、市町村と<u>避難勧告</u>等の解除に向けて協議・調整を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 節 避難及び安全確保対策</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 土砂災害への対応</b></p> <p>イ 県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、市町村に対して、立入規制の実施や<u>避難指示</u>等の発令について助言する。</p> <p>ウ 市町村は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や<u>避難指示</u>等の発令を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応</b></p> <p><b>1 方 針</b></p> <p>火山活動は小康状態となった後も再び活発化する恐れがあり、二次災害の危険があることから、<u>避難指示</u>等の解除にあたっては慎重を期するとともに、住民の生活再建に資するよう、火山活動の状況に留意し、警戒区域への一時立入等を行う。</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 避難指示等の解除について</b></p> <p>ア 市町村は、<u>避難指示</u>等の解除を判断・決定するにあたり、火山防災協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。<u>避難指示</u>等の解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、<u>避難指示</u>等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を対象とした説明会等を開催する。</p> <p>イ 県は、市町村と<u>避難指示</u>等の解除に向けて協議・調整を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p> <p>防災基本計画の修正(R3.5)による。</p>

火山災害対策編 第6章 継続災害への対応方針

現 行	変 更 案	変更理由
<p>また、市町村が行う<u>避難勧告</u>等の解除についての住民等への周知活動を支援する。</p> <p>ウ 気象庁、火山専門家、地方整備局等は、火山の活動状況等から、<u>避難勧告</u>等の解除について助言を行う。</p> <p>エ 県、市町村、警察等は、<u>避難勧告</u>等の解除に先立ち、<u>避難勧告</u>等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、<u>避難勧告</u>等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。</p>	<p>また、市町村が行う<u>避難指示</u>等の解除についての住民等への周知活動を支援する。</p> <p>ウ 気象庁、火山専門家、地方整備局等は、火山の活動状況等から、<u>避難指示</u>等の解除について助言を行う。</p> <p>エ 県、市町村、警察等は、<u>避難指示</u>等の解除に先立ち、<u>避難指示</u>等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、<u>避難指示</u>等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。</p>	